

シティグループ・インク グリニッジ・ストリート 388 10013 ニューヨーク州ニューヨーク市

2016年3月16日

株主各位

シティの年次株主総会は、2016年4月26日(火曜日)午前9時より、フロリダ州、コーラル・ゲーブルズ、ミラー・ドライブ1330に所在するマイアミ大学のステューデント・センター・コンプレックス内グランド・ボールルームにて開催されます。この総会では、同封いたしました議決権代理行使参考書類に記載される各議案を審議いたしますので、当該議案をご覧いただき十分にご検討いただきますようお願い申し上げます。

総会会場への入場には、入場票またはシティの株主であることを証明する書面が必要となります。年次総会において議決権を行使できるのは、基準日である 2016 年 2 月 29 日の営業終了時における株主の皆様です。

同封いたしました議決権代理行使参考書類および 2015 年度年次報告書は、シティのウェブサイト http://www.citigroup.comでもご覧になれます。「AboutUs」をクリックし、次に「CORPORATEGOVERNANCE」にお進みください。

議決権代理行使参考書類につきましては、株主の皆様のご参考のため必要な事項を当該議決権代理行使参考書類から抜粋して日本語の翻訳を提供させていただくと共に、参考抄訳を日本におけるシティのウェブサイト http://www.citigroup.jp/japaneseにおいても掲載する予定です。2015 年度年次報告書につきましても、同様に上記ウェブサイト http://www.citigroup.jp/japaneseにおいて日本語抄訳を掲載する予定ですので、そちらもあわせてご覧いただきますようお願い申し上げます。

[議決権代理行使参考書類抄訳]

目次

年次株主総会について2
株式保有
第1号議案:取締役の選任の件
取締役候補者
第2号議案:独立登録会計事務所の選任の承認の件27
第3号議案:シティの2015年度役員報酬の勧告的承認の件29
2015 年度抜粋報酬一覧表および報酬情報30
第 4 号議案:シティグループ 2014・ストック・インセンティブ・プランにおける授権株式追加の 承認の件
第 5 号議案:改正および書換済 2011・シティグループ・ エグゼクティブ・パフォーマンス・プラ
ンの承認の件

*本書は議決権代理行使参考書類の抄訳です。

年次株主総会について

年次株主総会

• 日時	2016年4月26日午前9時
• 場所	University of Miami Student Center Complex内 The Grand Ballroom
	1330 Miller Drive, Coral Gables, FL 33146
• 基準日	2016年2月29日
• 議決権	議決権は基準日現在の株主に付与されます。普通株式1株につき、各取締役候補者に
	対してそれぞれ1個の議決権と、それ以外の投票が必要な各議案に対して1個の議決
	権が与えられます。
• 入場票	当社の年次株主総会に出席するには入場票が必要です。

議案と投票内容

	取締役会の投票推奨	ぶく職人権14年 行使参考書類の 該当ページ (詳細を記載)
• 取締役の選任の件	各取締役候補者に ついていずれも賛成	27 - 50
 KPMG LLP (KPMG) を 2016 年度独立会計事務所として選任することの承認の件 	賛成	52 - 53
・ シティの 2015 年度役員報酬の勧告的承認の件	賛成	54 - 76
シティグループ 2014・ストック・インセンティブ・プランにおける授権株式追加の承認の件	賛成	86 - 90
改正および書換済 2011・シティグループ・エグゼク ティブ・パフォーマンス・プランの承認の件	賛成	90 - 92
• 株主提案第6号乃至第10号	反対	92 - 102
年次株主総会前に適正に付託された他の議事		

投票を勧誘しているのは誰ですか?

当社の取締役会(以下「取締役会」といいます。)が 2016 年度年次株主総会における皆様の投票を 勧誘しています。

年次株主総会はいつ、どこで開催されますか?

年次株主総会は 2016 年 4 月 26 日午前 9 時より、マイアミ大学(The University of Miami)のステューデント・センター・コンプレックス(Student Center Complex)内グランド・ボールルーム (The Grand Ballroom) にて開催されます。ステューデント・センター・コンプレックスは、フロリダ州、コーラル・ゲーブルズ、ミラー・ドライブ 1330 に所在しています。年次株主総会の音声中継は、www.citigroup.comで配信される予定です。

何に投票するのですか?

- 取締役の選任(原文議決権代理行使参考書類の27-50ページをご参照ください。)。
- KPMG を当社の 2016 年度独立登録会計事務所として選任することの承認(同 52-53 ページをご参照ください。)。
- 当社の 2015 年度役員報酬の勧告的承認(同 54-76 ページをご参照ください。)。
- シティグループ 2014・ストック・インセンティブ・プランにおける授権株式追加の承認(同 86-

盾立議法族代理

90ページをご参照ください。)。

- 改正および書換済 2011・シティグループ・エグゼクティブ・パフォーマンス・プランの承認の件(同 90-92 ページをご参照ください。)。
- 株主提案5件(同92-102ページをご参照ください。)。

議題は、年次株主総会にて配布されます。

私の議決権は何個ですか?

2016 年 2 月 29 日(以下「基準日」といいます。)現在保有されている当社の普通株式 1 株につき 1 個の議決権があります。

株主全員の議決権の総数は?

基準日時点での当社の発行済普通株式 1 株につき 1 個の議決権がありますので 2,941,223,643 個となります。なお、累積投票は行われません。

年次株主総会の開催に必要とされる議決権の数は?

年次株主総会が成立するための定足数を満たすためには、議決権の過半数である 1,470,611,823 株を保有する株主が年次株主総会に出席するか、または委任状を提出する必要があります。当社では、年次株主総会を開催するために必要な議決権数の出席が得られるか否かをできる限り早く把握するため、株主の皆様が年次株主総会ご出席を予定されている場合でも、委任状によって投票されるよう強くお勧めしております。委任状によって投票された株主は、株主の決議を要する議案の全部または一部の投票を棄権した場合においても、年次株主総会に出席したとみなされます。証券保管ブローカーが保有する株式については、いずれかの議案につき投票すれば出席したものとして定足数に含まれるため、一部の議案に対して投票しない場合であっても、年次株主総会の成立の定足数に含まれることとなります。

シティの議決権付株式の5%以上を単独で保有している株主はいますか?

はい。5%以上保有している株主は2名います。ブラックロック社およびその子会社(以下「ブラックロック」といいます。)が2016年1月21日に提出した Schedule 13G Information Statement によると、ブラックロックは、当社の普通株式の 6.8%を実質的に保有しています。バンガード・グループ(以下「バンガード」といいます。)が2016年2月11日に提出した Schedule 13G Information Statement によると、バンガードは、当社の普通株式の5.50%を実質的に保有しています。

詳細については、原文議決権代理行使参考書類の 26 ページの「株式保有 5%を超えるシティ普通株式の保有者(Stock Ownership—Owners of More than 5% of Citi Common Stock)」をご参照ください。

委任状用紙に記載された事項の一部に投票しないまま提出した場合、どうなりますか?

委任状用紙において投票指示をせずに署名の上、返送された場合には、取締役会の推奨に従って投票されることとなります。すなわち、委任状用紙に記載されている候補者の選任には賛成し、KPMG を2016 年度の独立登録会計事務所とすることについては承認し、当社の2015 年度の役員報酬については承認し、シティグループ2014・ストック・インセンティブ・プランの改定については承認し、改正および書換済2011・シティグループ・エグゼクティブ・パフォーマンス・プランについては承認し、株主提案については反対したものとみなされます。

取締役選任または役員の報酬に関して、証券保管ブローカーが私に代わって私の株式についての投票を行うことはできますか?

できません。証券保管ブローカーの代理投票に関する規則が変更されていますのでご注意ください。 証券保管ブローカーは、取締役の選任または役員報酬(役員報酬に関する勧告的承認、シティグループ 2014・ストック・インセンティブ・プランにおける授権株式追加の承認ならびに改正および書換 済 2011・シティグループ・エグゼクティブ・パフォーマンス・プランの承認決議を含みます。) については、顧客から指示を受けていない場合、その裁量により顧客の株式の議決権を行使することができなくなりました。証券保管ブローカーの代理投票に関するかかる事項については、次の質問をお読みください。

投票指示用紙を返送せず、また、年次株主総会にも出席しない場合に、証券保管ブローカー名義で 保有されている議決権が行使されることはありますか?

証券保管ブローカー名義で保有されている株式の議決権をご自身で行使されない場合、ニューヨーク 証券取引所(New York Stock Exchange)(以下「NYSE」といいます。)により証券保管ブローカーの一任事項であると規定されている事項については、当該証券保管ブローカーが保有株式の議決権を行使できます。

一任事項。KPMG の選任は、一任事項です。実質株主から指示を受けていない NYSE 会員の証券保管ブローカーは、この議案に関して次のように議決権を代理行使できます。(i)その証券保管ブローカーが当社の関係会社である場合には、その議案に関しては、他の全株式についてなされる投票比率と同一の比率で投票することが認められ、(ii)それ以外の NYSE 会員の証券保管ブローカーである場合には、その裁量により投票することが認められています。

非一任事項。取締役の選任、当社の 2015 年度役員報酬の勧告的承認、シティグループ 2014・ストック・インセンティブ・プランにおける授権株式追加、改正および書換済 2011・シティグループ・エグゼクティブ・パフォーマンス・プランの承認および株主の提案については、株主が指示をしなかった場合には、証券保管ブローカーは株主に代わって議決権を行使できません。一般に、証券保管ブローカーが実質株主からの指示がなければ投票することができないとされている事項について、投票指示が与えられていない場合、証券保管ブローカーの無投票となります。

株式が銀行や証券保管ブローカーの名義ではなく、ご自身の名義で直接登録されている場合には、ご 自身で投票していただく必要があり、そうでない場合、当該投票は無効になります。**ご自身の投票が 有効とするためにも、委任状により投票するようお願いいたします。**

シティグループの従業員福利制度を通じて株式を保有している場合に、投票指示を行わなかった場合、私の議決権はどのように行使されるのですか?

シティグループの従業員福利制度またはストック・インセンティブ・プランを通じて普通株式を保有する方が、制度の受託者または管理者に投票指示を行わなかった場合、かかる保有株式は、法律による特段の要求がない限り、当該制度を通じて株式を保有する他の実質的保有者によりなされた投票指示の内容と同様の比率にて投票されます。

取締役の選任およびその他の議案が可決されるために必要な得票数は何票ですか、また私の投票は どのように集計されますか?

以下の表は、年次株主総会で決議される議案、取締役の選任、その他の議案の可決に必要な得票数、および投票の集計方法について説明しています。

議案	投票の選択	議案が可決されるために 必要な得票数	棄権の影 響	「証券保管ブロー カーの無投票」 の 影響 ⁽¹⁾
取締役の選任	各候補者への 賛成、反対ま たは棄権	各取締役候補者への賛成票が 反対票を上回った場合、その 取締役候補者は選任される	影響なし	影響なし
KPMG の承認	賛成、反対 または棄権	年次株主総会に出席し、議決 権のある普通株式の株主の過 半数の賛成票	反対票と して扱う	証券保管ブロー カーには裁量権が あります
当社の 2015 年度役 員報酬の勧告的承認	賛成、反対 または棄権	年次株主総会に出席し、議決 権のある普通株式の株主の過 半数の賛成票	反対票と して扱う	影響なし
シティグループ 2014・ストック・ インセンティブ・ プランの改定	賛成、反対 または棄権	年次株主総会に出席し、議決権のある普通株式の株主の過半数の賛成票	反対票と して扱う	影響なし
改正および書換済 2011・シティグルー プ・エグゼクティ ブ・パフォーマン ス・プランの承認	賛成、反対 または棄権	年次株主総会に出席し、議決権のある普通株式の株主の過半数の賛成票	反対票と して扱う	影響なし
5 件の株主提案	賛成、反対 または棄権	年次株主総会に出席し、議決 権のある普通株式の株主の過 半数の賛成票	反対票と して扱う	影響なし

⁽¹⁾ 一般に、証券保管ブローカーが実質株主からの指示がなければ投票することができないとされている事項について、投票指示が与えられていない場合、証券保管ブローカーの無投票となります。証券保管ブローカーの無投票は、かかる議案について議決権を有する株式として数えられません。

現任の取締役候補者が必要な得票数によって再選されない場合、当該取締役は後任者が選任されそれが有効となるまで、または当該取締役が任期終了前に辞任または解任されるまでの間、在職します。 当社の付属定款では、現任の取締役候補者が再選されない場合、当該取締役は、取締役としての職務の辞任を申し出るよう規定しています。取締役会がその申し出を受諾しないか、または辞任届の発効日を延期しない限りは、投票日から 60 日後に辞任が成立します。

当社の 2015 年度役員報酬の勧告的承認決議についての投票結果は、上記に記載された投票基準に基づいて決議が可決されたか否かを問わず、取締役会を拘束するものではありません。勧告的承認決議についての株主による得票を評価する際、取締役会は、得票結果全体をそのまま考慮します。

私の投票の秘密は守られますか?

取締役会は、コーポレート・ガバナンスに関するガイドラインの一環として、2006 年に秘密投票規則を採択しました。この規則に従い、適用法規の遵守のために必要とならない限り、委任状、投票用紙、インターネット投票、電話投票等については、希望する登録株主の情報を秘匿します。投票の秘匿扱いを希望される登録株主は、議決権代理行使カードの該当欄にチェックを入れるか、または電話、

携帯電話もしくはインターネットで投票される場合にはその手順に従ってください。「証券保管ブローカー名義」または従業員福利制度もしくはストック・インセンティブ・プランによって株式を保有されている場合には、投票はすでに秘匿扱いされていますので、申請の必要はありません。

秘密投票規則は、委任状争奪戦またはその他対立する委任状勧誘が発生した場合には適用されません。この規則の詳細につきましては、当社ホームページ上の www.citigroup.com で閲覧可能な「コーポレート・ガバナンスに関するガイドライン(Corporate Governance Guidelines)」をご参照ください。

年次株主総会では他の議案も決議されることがあるのでしようか?

当社の知る限り、年次株主総会で他の事項が審議される予定はありません。議決権代理行使参考書類から除外された株主提案が年次株主総会に提案された場合、規則に反していることを議長が宣言の上、 当該提案が審議対象外とされるか、当社が本委任状により反対票を行使します。年次株主総会で他の 事項が生じ、適切に提案された場合、委任状の受託者の裁量に基づいて投票されることとなります。

年次株主総会が延期または休止となった場合はどうなるのですか?

委任状は依然として有効であり、延期後または再開後の年次株主総会で投票できます。また、投票が行われるまでは、委任状の変更や取消しを行うことも可能です。

年次株主総会に出席するには入場票が必要ですか?

必要です。年次株主総会に出席するには、入場票または当社の普通株式を保有していることを証明するものが必要です。年次株主総会会場において、運転免許証等の写真入りの身分証明書の提示を求められる場合があります。

- 議決権代理行使参考書類のインターネット取得に係る通知を受領された方は、年次株主総会会場へ入場する際、当該通知を持参してください。
- 当該通知を受領していないが、議決権代理行使参考書類の印刷物を受領し、ご自身の名義で株式を保有されている方は、議決権代理行使参考書類とともに送付される委任状用紙の上半分に印刷された入場票を持参してください。
- 当該通知を受領しないが、議決権代理行使参考書類の印刷物を受領し、銀行、証券保管ブローカー、またはその他の保有者名義にて株式を保有されている方は、議決権代理行使参考書類に同封されている入場票を持参してください。
- 議決権代理行使参考書類を電子メールにて受領された方は、株式を保有していることを証明するものが必要になります。銀行または証券保管ブローカーからの最近の明細書や書簡は、保有者であることを証明するものの一例です。
- 入場票を持参せずに年次株主総会会場に来場された方は、当社の株主であることを当社が確認できた場合に限りご入場いただけます。株式を共同名義で保有されている方は、両保有者とも年次株主総会にご出席いただけます。ただし、その際は株式を共同で保有されていることを証明するものをご提示ください。当社では、年次株主総会に株主以外の第三者を参加させることはできません。特別な介助を必要とされる方はシェアホルダー・リレーションズまでお電話で 1-860-291-4262 まで、または電子メールで shareholderrelations@citi.com までお問い合わせください。

株式保有

下表は、2016 年 2 月 29 日時点で当社の取締役および特定の執行役員が実質的に保有する当社普通株式の一覧です。同表において、「実質的保有(beneficial ownership)」は、取引所法に基づくルール 13d-3 に従って決定されており、同ルールにより、個人または団体が決定日の 60 日以内に普通株式を取得する権利を有する場合に「実質的保有(beneficial ownership)」とみなされます。

実質的保有状況一覧

氏名:	オプション を除き実質 保有する普 通株式 ⁽¹⁾	60 日以内に 行使可能な オプション	家族、信 託もしくに 401(K)に 有さは そし さ は れ れ れ れ れ し と 共 も し と は れ れ れ い に れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ	実質的 保有総数	受領が繰り 延べられて いる株式 ⁽³⁾	合計
スティーブン・バード	173,583	100,000	95,000	368,583	-	368,583
ドン・キャラハン	198,973	188,982	-	387,955	-	387,955
エレン・M・コステロ	-	•	-	_	4,048	4,048
マイケル・コルバット	263,281	150,000	1,781	415,062	-	415,062
ジェームズ・フォリス	279,371	234,490	-	513,861	-	513,861
ジョン・ガスパック	107,662	150,000	124,197	381,859	-	381,859
ダンカン・P・ヘンス	6,418	-	-	6,418	4,048	10,466
ピーター・B・ヘンリー	2,297	-	-	2,297	4,048	6,345
フランツ・B・八マー	13,642	-	-	13,642	4,048	17,690
ルネ・J・ジェームズ	-	-	-	-	4,048	4,048
ユージーン・M・マクエイ ド	23,032	100,000	72,802	195,834	4,048	199,882
マイケル・E・オニール	89,587	-	53,200	142,787	-	142,787
ゲーリー・M・ライナー	12,296	-	-	12,296	4,048	16,344
ジュディス・ルーディン	34,456	-	36	34,492	4,048	38,540
アンソニー・M・サントメ	29,547	-	-	29,547	4,048	33,595
ジョアン・E・スペロ	22,264	-	-	22,264	4,048	26,312
ダイアナ・L・テイラー	21,679	-	-	21,679	4,048	25,727
ウィリアム・S・ トンプソン・ジュニア	2,974	-	90,815	93,789	4,048	97,837
ジェームズ・S・ターレー	7,543	-	-	7,543	4,048	11,591
エルネスト・セディー ジョ・ポンセ・デ・レオン	20,332	-	-	20,332	4,048	24,380
グ ル ー プ と し て の 取締役および執行役員 (全 29名) の合計	1,962,620	1,233,313	459,214	3,655,147	56,672	3,711,819

⁽¹⁾ 本項目の特定の取締役に計上されている株式には、すべての権利が確定し、取締役が60日以内に取得する権利を有する繰延普通株式が含まれています。

⁽²⁾ 家族もしくは信託と共有している株式、家族により保有される株式、当社取締役もしくは執行役員が受託者であるが受益者ではない信託により保有される株式、またはその資産の実質的に全部を当社の普通株式に投資する投資信託により保有される株式。

⁽³⁾ 取締役の繰延普通株式の株式数を示しています。繰延普通株式は直ちに権利確定しますが、取締役が権利を付与された年に取締役会を退職または辞任した場合、当該取締役は、当該報奨の按分比例分を失権します。

2016 年 2 月 29 日現在、当社取締役または執行役員は、いずれも当社の普通株式の 1%以上を保有していません。

2016 年 2 月 29 日現在、当社取締役および執行役員の全員が、グループの実質的保有者として保有する株式数の合計は、当社の普通株式の約 0.13%です。

ライナー氏は、シリーズ B 5.9%固定配当/変動配当非累積優先株式の預託株式を 485 株保有しており、これは当該シリーズ優先株の 0.065%に相当します。

トンプソン氏は、シリーズ K 6.875%固定配当/変動配当非累積優先株式の預託株式を 18,768 株保 有しており、これは当該シリーズ優先株の 0.03%に相当します。

キャラハン氏は、シリーズ S 6.3%非累積優先株式の預託株式を 4,170 株保有しており、これは当該シリーズ優先株の 0.01%に相当します。

ミルズ氏は、シリーズ Q 5.95%固定配当/変動配当非累積優先株式の預託株式を 1,000 株保有して おり、これは当該シリーズ優先株の 0.08%に相当します。

第1号議案:取締役の選任の件

取締役会は、現在の取締役全員を、2016 年度年次株主総会において再選すべく取締役候補者に指名しました。取締役候補者は、現在取締役会の一員として執務にあたっていますが、2015 年の取締役会により既に選任されたコステロ氏、ジェームズ氏およびマクエイド氏を除き、いずれも 2015 年度年次株主総会において株主により選任されています。コステロ氏およびジェームズ氏は、取締役会の指名相談役であるイゴン・ゼンダーにより当社取締役の候補として指名されました。マクエイド氏は、その全員がシティグループの取締役会メンバーであるシティバンクの取締役会の同僚取締役らによって、シティグループの取締役会の取締役候補者に推薦されました。本年次株主総会により取締役として選任された場合、各候補者は、2017 年度年次株主総会まで、または後継者が選任され、適格と見なされるまで在職する予定です。

当社の取締役は、全員、年次株主総会をもって1年の任期を終了するものとします。

取締役候補者

下表は、各候補者が提供した自身の主たる職業、略歴その他の事項に関する情報をまとめたものです。 各候補者の略歴は、各候補者について、指名・統治・広報委員会が当社の取締役として適切であると 判断するに至った特筆すべき技能や資格、経験をまとめたものです。

取締役会の推奨

取締役会は、これらの候補者全員につき賛成票を投じられることを推奨します。

マイケル・L・コルバット 55 歳



シティグループ・インク最高経営責任者

- シティグループ・インク最高経営責任者 2012年 10月から現在
- シティのヨーロッパ・中東・アフリカ地域の最高経営責任者 2011 年 12 月から 2012 年 10 月
- シティ・ホールディングス最高経営責任者 2009 年 1 月から 2011 年 12 月
- シティのグローバル・ウェルス・マネジメントの最高経営責任者 2008 年 9 月から 2009 年 1 月
- グローバル・コーポレート・バンクおよびグローバル・コマーシャル・バンクの責任者 2008 年 3 月から 2008 年 9 月
- グローバル・コーポレート・バンクの責任者 2007 年 4 月から 2008 年 3 月
- グローバル・リレーションシップ・バンクの責任者 2004 年 3 月から 2007 年 4 月
- EM セールス&トレーディングおよびキャピタル・マーケッツ・FICC の 責任者 – 2001 年 10 月から 2004 年 3 月
- EM セールス&債券オリジネーションの責任者 1988 年 3 月から 2001 年 10 月
- シティグループ取締役 2012 年以降
- 他法人での取締役就任状況 なし
- 過去5年以内における他法人での取締役就任状況:EMI
- その他の活動状況:ブリティッシュ・アメリカン・ビジネス社(理事)、 ニューヨーク・シティ/パートナーシップ(理事)米国スキー・スノー ボード協会(理事)、クリアリング・ハウス協会(監督委員)、金融 サービス・フォーラム(会員)、国際金融協会(理事)および WEF ビジネス審議会(会員)

技能・資格

コルバット氏は、金融サービス業界において執行役員としての豊富な経験を有する金融の専門家であり、金融サービス、リスク管理、財務報告、国際事業、企業・消費者業務、規制遵守、法人関連業務の各分野における同氏の広範な経験と専門知識により、取締役候補として指名されました。同氏はこれまで、シティグループ・インクの最高経営責任者、またヨーロッパ・中東・アフリカ地域における当社の最高経営責任者としての任務を通じて、個人向け銀行業務、法人金融・投資銀行業務、証券およびトレーディング業務、ならびにプライベートバンキングサービス等、当社のあらゆる事業活動において豊富な経験を積んできました。このような職務を通して、コルバット氏は金融サービス、財務報告、法人業務、リスク管理の各分野において幅広い経験を培いました。さらに、シティ・ホールディングスの最高経営責任者として、当社の非中核業務および資産のポートフォリオについて、当社のプライメリカ持分の上場および売却を含め、40以上の事業の売却を監督しました。また、同氏は、当社の消費者金融およびリテール・パートナー・カード事業の再編において5,000億ドル以上の資産を売却することで、当社の貸借対照表上のリスクを軽減し、当社の中核事業である銀行業務に投じるための資本の確保に努めました。

エレン・M・コステロ 61 歳



BMO フィナンシャル・コーポレーション元社長兼最高経営責任者および BMO フィナンシャル・グループ元米国責任者

- BMO フィナンシャル・コーポレーション社長兼最高経営責任者および BMO フィナンシャル・グループ米国責任者 – 2011 年から 2013 年 7 月
- BMO フィナンシャル・グループ、パーソナル・アンド・コマーシャル・バンキング(U.S.) グループ責任者および BMO ハリス・バンク・エヌ・エイ社長兼最高経営責任者 2006 年から 2011 年
- BMO フィナンシャル・グループ、キャピタル・マーケッツ・グループ副会長、証券化および信用投資管理、マーチャント・バンキング担当責任者ならびにニューヨーク支店長-2000年から2006年
- BMO フィナンシャル・グループ、キャピタル・マーケッツ・グループの 戦略的イニシアチブ部門、エグゼクティブ・バイス・ブレジデント – 2000 年
- BMO フィナンシャル・グループ、グローバル・トレジャリー・グループ、 エグゼクティブ・バイス・ブレジデント兼責任者 – 1997 年から 1999 年
- BMO フィナンシャル・グループ、グローバル・トレジャリー・グループのシニア・バイス・プレジデント兼トレジャラー代理 1995 年から1997 年
- BMO フィナンシャル・グループ、グローバル・トレジャリー・グループのアジア太平洋地域マネージング・ディレクター兼地域トレジャラー 1993 年から 1994 年
- BMO フィナンシャル・グループ、グローバル・トレジャリー・グループの北米金融商品販売部門、マネージング・ディレクター兼責任者 1991年から 1993年
- シティグループ取締役-2016年以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役 2016 年以降
- 他法人での取締役就任状況: DH コーポレーション
- 過去 5 年以内における他法人での取締役就任状況: BMO フィナンシャル・ホールディング・コーポレーション
- その他の活動状況:ユナイテッド・ウェイ・オブ・メトロポリタン・シカゴ(理事)、シカゴ国際問題評議会(理事)およびシカゴ・エコノミック・クラブ(会員)

技能·資格

コステロ氏は、金融サービス業界において執行役員としての豊富な経験を有しており、金融サービス、リスク管理、法人・消費者業務、財務報告、規制遵守の各分野における同氏の広範な技能と経験により、取締役候補として指名されました。国際的な金融機関である BMO フィナンシャル・グループでの 30 年間にわたる職務の中で、コステロ氏は、カナダ、アジアおよび米国におけるパーソナル・バンキングおよび商業銀行業務、ウェルス・マネジメント業務ならびに資本市場業務で豊富な経験を積みました。グローバル・トレジャリーおよびグローバル・キャピタル・マーケッツでの職務経験から、法人、機関および投資銀行、有価証券、取引、資産運用に係る経験を培いました。BMO ハリス・バンク・エヌ・エイの最高経営責任者として、コステロ氏は、パーソナル・バンキングおよび商業銀行、戦略的プランニング、マーケティング、規制遵守、財務報告ならびに人事での経験を積みました。さらに、BMO フィナンシャル・コーポレーション最高経営責任者および米国責任者として、同氏は、資本計画および破綻処理計画ならびにリスク管理およびリスク・ガバナンスを含む規制遵守における経験をさらに深めました。DH コーポレーションでの広範に及ぶ職務経験により、国際事業および金融テクノロジー業務における経験を積みました。また、コステロ氏の広範な金融サービス業界における経歴は、シティおよびシティバンクの規制当局および利害関係者との関係に高い付加価値を与えるものとなります。

ダンカン・P・ヘンス 59 歳



アトレビダ・パートナーズ LLC 共同創立者およびパートナー

- アトレビダ・パートナーズ LLC 共同創立者およびパートナー 2007年6月から現在
- プロモントリー・フィナンシャル・グループ共同創立者およびパートナー 2000 年から 2006 年
- ソロス・ファンド・マネージメント最高経営責任者 1999 年から 2000 年
- バンカーズ・トラスト社工グゼクティブ・バイス・ブレジデントおよび トレジャラー – 1987 年から 1999 年
- アーサー・アンダーセン社監査部長 1979 年から 1987 年
- シティグループ取締役 2013 年以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役 2013 年以降
- 他法人での取締役就任状況:シンコラ・ホールディングス
- 過去5年以内における他法人での取締役就任状況:なし
- その他の活動状況:フリーマン・カンパニー(諮問委員会)

技能・資格

ヘンス氏は、金融サービス業界において豊富な経験を有する金融の専門家であり、金融サービス、リスク管理、財務報告、法人業務、規制遵守、法人関連業務の各分野における専門家です。アトレビダ・パートナーズ LLC の共同創立者としての任務、ならびにプロモントリー・フィナンシャル・グループおよびバンカーズ・トラスト社におけるこれまでの経験により、金融サービス、規制遵守、法人および投資銀行、ならびに有価証券取引業務において広範囲に及ぶ実績を獲得しました。ヘンス氏は、バンカーズ・トラスト社では、ロングターム・キャピタル・マネジメントの株式資本再構成に参加した 14 の企業からなる連合であるオーバーサイト・パートナーズ I の委員長を務めました。オーバーサイト・パートナーズの委員長として、ヘンス氏は信用・リスク管理および人事関係において実績を積みました。さらに、ソロス・ファンド・マネージメントの最高経営責任者としての任務の中で、ヘンス氏は裁定取引活動を含む投資、運営基盤および取引において実績を積み上げました。公認会計士としての実績により、監査、財務報告およびリスク管理専門家としての実績も得ています。

ピーター・B・ヘンリー 46 歳



ニューヨーク大学レナード・N・スターン・スクール学部長

- ニューヨーク大学レナード・N・スターン・スクール学部長 2010 年 1 月から現在
- スタンフォード大学教員 1997 年から 2009 年
- アメリカ国立科学財団研究員- 1993 年から 1996 年
- シティグループ取締役、2015年以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役 2015 年以降
- 他法人の取締役就任状況:なし*
- 過去5年以内における他法人での取締役就任状況:クラフト・フーズ・インクおよびクラフト・フーズ・グループ・インク(2012年10月に2社に分社)
- その他の活動状況:英米経済協議会、外交問題評議会(役員)、全米経済研究所およびニューヨーク・エコノミック・クラブ(評議員)

技能・資格

ヘンリー博士は、優れた学者かつ経験豊かな国際的エコノミストであり、国際事業および経済、金融サービス、リスク管理、財務報告、消費者業務、法人関連業務ならびにガバナンスの各分野における広範な専門知識により、取締役候補に指名されました。ヘンリー博士は、高名な国際的エコノミストとして、当社の戦略の焦点となる新興市場に関する有意義な見解を取締役会に提供するほか、レナード・N・スターン・スクール学部長としての立場から得た経験により、広報、財務および経営に関する事項について、取締役会の議論に重要な意見を提供することができます。クラフト・フーズ・グループ・インクの取締役会ならびにその監査およびガバナンス委員会の元メンバーとして、消費者業務の環境、財務報告およびガバナンスにする貴重な見識を有しています。オバマ大統領の政権移行作業チームによる国際的金融機関の見直しにおいて主導的立場を担ったことや、発展途上および新興市場についての経済顧問として従事したこと等の政府顧問としての経験から、国際事業および金融サービスに関する貴重な見識を有しています。ヘンリー博士は、世界の成熟市場および新興市場の両方において企業および政府が直面する問題について確固たる見解を有する等、大規模な私立大学での経営リーダーシップを担ったことにより獲得した広範な経験を活かし、これを取締役会に提供します。

* ヘンリー博士は、ゼネラル・エレクトリック・カンパニー(General Electric Company)(以下「GE」といいます。)の取締役会に指名されています。GE の株主は、同社の 2016 年度年次株主総会においてヘンリー博士の選任について投票を行います。

フランツ・B・ハマー 69 歳



ロシュ・ホールディング元会長

- ロシュ・ホールディング会長 2008年から2014年3月
- ロシュ・グループ会長兼最高経営責任者 2001 年から 2008 年
- ロシュ・グループ最高経営責任者 1998 年から 2001 年
- エフ・ホフマン・ラ・ロシュ最高業務責任者 1996 年から 1998 年
- エフ・ホフマン・ラ・ロシュ製薬部門長 1995 年から 1996 年
- シティグループ取締役 2012 年以降
- 他法人の取締役就任状況:ディアジオ・ピー・エル・シー(会長)およびカイト・ファーマシューティカルズ
- 過去5年以内における他法人での取締役就任状況:ロシュ・ホールディングス・インク
- その他の活動状況:インターナショナル・センター・フオー・ミッシング・アンド・エクスプロイテッド・チルドレン(理事長)、フーマー財団、バイアル・ファーマシューティカルズ、中外製薬株式会社およびWISeKey(取締役会メンバー)

技能・資格

ハマー氏は経験豊富な経営者であり、同氏は、国際事業、消費者業務、財務報告、リスク管理、報酬、規制遵守、コーポレート・ガバナンスの各分野における広範な経験により、取締役候補として指名されました。ハマー氏はロシュ・ホールディングの最高経営責任者兼会長や同社におけるその他の要職、グラクソ・スミスクライン・ピー・エル・シーおよびシェリング・プラウの執行役員、ディアジオ・ピー・エル・シーの会長等の役職の歴任を通じ、国際事業、消費者業務、リスク管理、報酬、規制遵守、財務報告、コーポレート・ガバナンスにおいて豊富な経験を培いました。欧米の厳格に規制された業界において大規模かつ複雑な大手グローバル企業を長年統率してきた経験から、主要なグローバル市場における事業戦略の実施に関する見識、規制遵守に関する助言のほか、重要なフランチャイズやブランドの開発および拡大のための戦略的指針を提供することができます。さらにアリアンツの国際評議会委員、また複数の慈善団体の元メンバーとして、国際事業、消費者業務、法人関連業務について重要な見解を提供することもできます。

ルネ・J・ジェームズ 51 歳



カーライル・グループ、オペレーティング・エグゼクティブ

- カーライル・グループ、オペレーティング・エグゼクティブ 2016 年から現在
- インテル・コーポレーション社長 2014 年から 2016 年
- インテル・ソフトウェア・アンド・サービシズ・ビジネスのエグゼク ティブ・バイス・プレジデント兼グループ GM 責任者 – 2004 年から 2013 年
- インテル、マイクロソフト・プログラム・オフィスのグループ・バイス・プレジデント兼セールス・アンド・マーケティング部門ジェネラル・マネージャー、グループおよびジェネラル・マネージャー 2001 年から 2004 年
- インテル・オンライン・ソリューションズのディヴィジョン・チーフ・ オペレーティング・オフィサー – 1999 年から 2001 年
- インテルのチーフ・スタッフ、アンドリュー・グローブ会長兼 CEO 1995 年から 1999 年
- シティグループ取締役 2016 年以降
- 他法人での取締役就任状況:オラクル・コーポレーション、セーバー・ コーポレーション、ボーダフォン・グループ PLC
- 過去5年以内における他法人での取締役就任状況:ヴイエムウェア・インク
- その他の活動状況:国家安全保障通信諮問委員会(副議長)

技能・資格

ジェームズ氏は、取締役経験が豊富で、テクノロジー、国際ビジネスおよび消費者ビジネスの各分野における経験により、取締役候補として指名されました。ジェームズ氏は、現在、カーライル・グループのオペレーティング・エグゼクティブであり、同社のメディア部門およびテクノロジー部門の実務に携わっています。また、テクノロジー分野担当の取締役としての経験が豊富であり、大規模かつ複雑でグローバルなオペレーションの管理において広範かつ国際的な経験を有しています。同氏は、インテルで 28 年間のキャリアを積み、ソフトウェアとハードウェアの双方における研究開発指揮からグローバルな製造管理まで、さまざまな職務に就いていました。また、最先端技術に関する経験も豊富であり、インテルで担っていた職務および民間テクノロジー企業の取締役としての任務を通じて、リーダーシップ、消費財産業および技術の各分野における幅広い専門的知識を獲得しています。インテルで担った職務を通じて、また、米国大統領直属の機関である国家安全保障通信諮問委員会の副議長として同氏が有するサイバー・セキュリティーに関する広範な知識は、シティの次のイノベーションにおいて、また、21 世紀の金融サービス企業を経営する上で生じる課題への対処において大きな役割を果たすものと考えられます。同氏はその他の著名な国際的企業(オラクル・コーポレーション、セーバー・コーポレーションおよびボーダフォン・グループ PLC)の取締役就任を通じて、リーダーシップおよびコーポレート・ガバナンスにおける専門知識をさらに深めています。

ユージーン・M・ マクエイド 67 歳



シティグループ・インク元副会長およびシティバンク、エヌ・エイ元最高 経営責任者

- シティグループ・インク副会長 2014 年から 2015 年 5 月
- シティバンク、エヌ・エイ最高経営責任者 2009 年 7 月から 2014 年 4 月
- メリルリンチ銀行、副会長兼社長 2008 年から 2009 年
- フレディ・マック(連邦住宅金融抵当金庫) 社長兼最高業務責任者 2004年から2007年
- バンク・オブ・アメリカ社長 2004年
- フリートボストン・ファイナンシャル、社長兼最高業務責任者 2002 年から 2004 年
- フリートボストン・ファイナンシャル、副会長兼最高財務責任者 1997 年から 2002 年
- シティグループ・インク取締役 2015年以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役 2009 年以降
- 他法人の取締役就任状況: XL グループ・ピー・エル・シー(会長)
- 過去5年以内における他法人での取締役就任状況:なし
- その他の活動状況:プロモントリー・フィナンシャル・グループ(副会長)、ボーイズ・アンド・ガールズ・クラブ(理事)、アメリカン・アイルランド・ファンド(取締役)およびニューヨークのカトリック・チャリティーズ(取締役)

技能・資格

マクエイド氏は、金融サービス業界において執行役員としての豊富な経験を有しており、金融サービス、リスク管理、法人・消費者業務、財務報告、規制遵守の各分野における同氏の広範な技能と経験により、取締役候補として指名されました。同氏は、シティバンク、エヌ・エイの元最高経営責任者として、シティの法人・消費者業務のあらゆる点においてよく理解しており、シティバンクの資本構成、規制遵守、オペレーショナル・リスクおよび戦略的プランニングを管理してきました。同氏は、シティバンクの財務報告を監督し、シティの包括的資本分析およびレビュー(CCAR)を監視しました。マクエイド氏は、複数の国際的な公開金融機関における CEO、社長、副会長、最高財務責任者、チーフ・オペレーティング・オフィサー等の経営陣としての職務を通じた広範な経験および金融の専門性を有しています。同氏は、バンク・オブ・アメリカ、フリートボストン・ファイナンシャルおよびメリルリンチでの過去の経験を通じて、個人金融部門および商業金融部門における広範な経験を培いました。さらに、XL グループ・ピー・エル・シーでの広範な職務経験を通じて、国際事業および規制における経験を培いました。シティのリスク管理委員会における任務を通じて、同氏はリスク管理に係る経験を完めました。また、マクエイド氏の広範な金融サービス業界における経歴は、シティおよびシティバンクの規制当局および利害関係者との関係に高い付加価値を与えるものとなります。

マイケル・E・オニール 69 歳



シティグループ・インク会長

- シティグループ・インク会長 2012年4月から現在
- バンク・オブ・ハワイ・コーポレーション会長兼最高経営責任者兼取締役 2000 年から 2004 年
- バークレイズ・ピーエルシー最高経営責任者就任 1999 年
- バンク・オブ・アメリカ副会長兼最高財務責任者 1995 年から 1998 年
- コンチネンタル・バンク最高財務責任者 1993 年から 1995 年
- シティグループ取締役 2009 年以降
- 他法人での取締役就任状況:なし
- 過去5年以内における他法人での取締役就任状況:なし
- その他の活動状況:バージニア大学ダーデン・スクール・オブ・ビジネス財団(理事)、ニューヨーク・エコノミック・クラブ(理事)、国立第二次世界大戦博物館(理事)、USOメトロポリタン・ニューヨーク(理事)およびFTVキャピタル(評議会)

技能・資格

オニール氏は、経験豊富な金融サービス業界の経営者です。同氏は、金融サービス、国際事業、法人・消費者業務、規制遵守、リスク管理、財務報告の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、バンク・オブ・ハワイの元会長兼最高経営責任者、バンク・オブ・アメリカの副会長兼最高財務責任者、コンチネンタル・バンクの最高財務責任者として、金融サービス、国際事業、法人・消費者業務、規制遵守、リスク管理、財務報告の各分野において広範囲に及ぶ経験と専門知識を得ました。バンク・オブ・ハワイ在職中には連邦準備制度理事会諮問委員会の第 12 地区委員も務め、規制遵守に関する深い専門知識を有しています。さらに、コンチネンタル・バンク在職中および独立ファイナンシャル・コンサルタントとして活動中に、広範囲にわたる国際金融サービス業務を経験しました。

ゲーリー・M・ライナー 61 歳



ゼネラル・アトランティック・エル・エル・シー経営パートナー

- ゼネラル・アトランティック・エル・エル・シー経営パートナー 2010 年9月から現在
- ゼネラル・エレクトリック・カンパニー、シニア・バイス・プレジデント兼最高情報責任者 1996 年から 2010 年
- ボストン・コンサルティング・グループ、パートナー 1986 年から 1991 年
- シティグループ取締役 2013 年以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役 2013 年以降
- 他法人での取締役就任状況:ヒューレット・パッカード・カンパニーおよびボックス・インク
- 過去5年以内における他法人での取締役就任状況:なし
- その他の活動状況: ノーウォーク・ホスピタル(会員)

技能·資格

ライナー氏は経験豊富な経営者であり、同氏の経営および技術、財務報告、コーポレート・ガバナンス、国際事業ならびに消費者事業の各分野における広範な経験により、取締役候補として指名されました。ゼネラル・アトランティック・エル・エル・シーの経営パートナーとしての現在の任務の中で、技術および管理における専門知識を広げました。ゼネラル・エレクトリックの最高情報責任者としての在職中に、同氏は大規模かつ複雑な多国籍経営の管理において広範囲な実績を積み、国際的な消費者および法人顧客基盤に対する技術革新、戦略計画の策定およびマーケティングを発展させてきました。また、技術事業の戦略的問題に注力したボストン・コンサルティング・グループのパートナーとしての長年にわたる経験の中で、IT についても重要な実績を積み上げてきました。ライナー氏の革新技術リーダーとしての実績は、21世紀の金融サービス企業を経営するという課題に当社が対応することに役立てられています。ヒューレットパッカード社取締役会での業務を通じて、同氏は指名、統治および社会的責任委員会の委員長としてさらなるリーダーシップを身につけ、コーポレート・ガバナンスの専門性を獲得しました。

ジュディス・ルーディン 71 歳



ロックフェラー財団理事長

- ロックフェラー財団理事長 2005 年 3 月から現在
- ペンシルベニア大学名誉学長 2004 年から現在
- ペンシルベニア大学学長 1994 年から 2004 年
- エール大学学長 1992 年から 1994 年
- シティグループ取締役 2004 年以降
- 他法人での取締役就任状況:コムキャスト・コーポレーション
- 過去 5 年以内における他法人での取締役就任状況:エイエムアール・コーポレーション
- その他の活動状況:ワールド・トレード・メモリアル財団(理事)、カーネギー・ホール(理事)、ローリエット・エデュケーション・インク(理事)、ホワイトハウス・プロジェクト(委員)、外交問題評議会(評議員)、米国医学研究所(研究員)

技能・資格

ルーディン博士は、非営利部門の経験豊富なリーダーで、広報・渉外業務、コーポレート・ガバナンス、報酬、財務報告、リスク管理、法務の各分野における技能および経験により、取締役候補として指名されました。現在のロックフェラー財団理事長としての任務、および 1994 年から 2004 年退任時までのペンシルベニア大学の学長および 1992 年から 1994 年までのエール大学の学長としての従前の任務、ならびにコムキャスト監査委員会での任務を通じて、ルーディン博士は広報・渉外業務、財務報告、リスク管理、法務の各分野において広範囲にわたる経験を積んできました。フィラデルフィア市最大の民間雇用者であるペンシルベニア大学の学長、コムキャスト・コーポレーションの報酬委員会の委員長、さらにコムキャスト・コーポレーションおよびローリエット・エデュケーションの取締役としても、報酬事項について幅広い経験を培いました。ワールド・トレード・メモリアル財団の理事、カーネギー・ホールの理事、ブルッキングス研究所の名誉理事、外交問題評議会の評議員、米国医学研究所の研究員、ニューヨーク市経済機会委員会の委員としての任務により、地方および世界的規模の広報・渉外業務に係る問題について深い理解を有しています。

アンソニー・M・ サントメロ 69 歳



フィラデルフィア連邦準備銀行元頭取

- マッキンゼー・アンド・カンパニー、シニア・アドバイザー 2006 年 から 2008 年 1 月
- フィラデルフィア連邦準備銀行頭取 2000 年から 2006 年
- ペンシルベニア大学ウォートン校リチャード・K・メロン金融学教授 1984 年から 2002 年
- シティグループ取締役 2009 年以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役 2009 年以降
- 他法人での取締役就任状況:ルネサンスリー・ホールディングス・リミ テッドおよびペン・ミューチュアル・ライフ・インシュランス・カンパ ニー
- 過去5年以内における他法人での取締役就任状況:B of A ファンド・シリーズ・トラスト
- その他の活動状況:コロンビア・ファンズ・シリーズ・トラスト

技能・資格

サントメロ博士は、経験豊かなエコノミストであり、経済政策アドバイザーです。同氏は、リスク管理、規制遵守、コーポレート・ガバナンス、財務報告の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は多くの著名な役職を通じてリスクおよび規制に係る広範な経験を得ており、直近ではマッキンゼー・アンド・カンパニーのシニア・アドバイザーであり、2000年から 2006年まではフィラデルフィア連邦準備銀行の頭取を務め、信用・リスク管理に関するシステム委員会の委員長、金融サービス方針委員会および支払システム方針諮問委員会の委員も務めていました。また、ペンシルベニア大学ウォートン校のリチャード・K・メロン金融学教授および同校副学長としては、全社レベルでのリスク管理に関係する問題および生産性と実績を改善する方法に特に焦点を当てると同時に、業界参加者が競争優位を追求するにあたって直面する業務上の現実と競合上の要求を把握した上で研究がなされることを徹底するために、業界幹部および実務家と緊密に協力しました。さらに、当社のリスク管理委員会および監査委員会、ならびにルネッサンスリー・ホールデインクスの投資・リスク管理委員会での任務を通じて、リスク管理に関する深い経験を有しています。

ジョアン・E・スペロ 71 歳



コロンビア大学国際公共政策大学院上級研究員

- コロンビア大学国際公共政策大学院上級研究員 2010 年 11 月から現在
- 財団センター客員研究員 2009 年から 2010 年
- ドリス・デューク慈善財団理事長兼最高経営責任者 1997 年から 2008
- 米国国務次官経済・事業・農業部門担当 1993 年から 1997 年
- アメリカン・エキスプレス、広報・渉外関連業務、コミュニケーション 担当エグゼクティブ・バイス・プレジデント – 1991 年から 1993 年
- アメリカン・エキスプレス、シニア・バイス・プレジデント兼トレジャラー 1989 年から 1991 年
- アメリカン・エキスプレス、渉外担当バイス・プレジデント 1983 年から 1989 年
- アメリカン・エキスプレス、経営戦略企画部門バイス・プレジデント 1981 年から 1983 年
- シティグループ取締役 2012 年以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役 2012 年以降
- 他法人での取締役就任状況:IBM、インターナショナル・ペーパー
- 過去5年以内における他法人での取締役就任状況:ING グループ・エヌ・ヴィー
- その他の活動状況:カウンシル・オブ・アメリカン・アンバサダー(理事)、アカデミー・オブ・ディプロマシー(会員)、米国哲学協会(会員)、ウィスコンシン大学卒業生研究財団(理事)、インターナショナル・センター・フォー・トランジショナル・ジャスティス(理事)、コロンビア大学(名誉理事)、アムハースト大学(名誉理事)、外交問題評議会(名誉評議員)、ブルッキングス研究所(名誉理事)

技能・資格

スペロ氏は、政府高官、金融サービスでの執行役員、学者として多岐にわたる経験を持ち、取締役と しての経験も豊富で、非営利セクターの第一人者です。スペロ氏は、コーポレート・ガバナンス、規 制遵守、国際事業および経済、消費者業務、金融サービス、法人関連業務、報酬、財務報告の各分野 における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。スペロ氏は、米国国務次官(経 済・実業・農業部門担当)および米国国連大使(経済・社会問題担当)在任中に広範な規制遵守、国 際事業の経験を培いました。アメリカン・エキスプレス・カンパニーにおける広報・渉外、コミュニ ケーション担当エグゼクティブ・バイス・プレジデント、シニア・バイス・プレジデント、トレジャ ラー等の執行役員として、金融サービスや消費者業務、法人関連業務における専門的知識を深めまし た。IBM の報酬監査委員会、インターナショナル・ペーパーの監督委員会および公共政策環境委員会 をはじめとする IBM、インターナショナル・ペーパー、ING、デルタ航空、ファースト・データ・ コーポレーションの現職の取締役または元取締役として、コーポレート・ガバナンス、消費者業務、 財務報告、報酬、法人関連業務に関する経験は多岐にわたります。ドリス・デューク慈善財団の理事 長、財団センターの客員研究員(米国の民間基金が米国の外交政策やグローバルシステムに果たす役 割を研究)、そしてコロンビア大学国際公共政策大学院の上級研究員(国際慈善事業とそれがグロー バルシステムに果たす役割について研究執筆)、非営利セクターにおけるその他の職務経験から、法 人関連業務事項について深い見識を得ています。

ダイアナ・L・テイラー 61 歳



ソレラ・キャピタル・エルエルシー副会長

- ソレラ・キャピタル・エルエルシー副会長 2014 年 7 月から現在
- ウルフェンソン・ファンド・マネジメント・エルピーマネージング・ ディレクター – 2007 年から 2014 年
- ニューヨーク州銀行監督官 2003 年から 2007 年
- ニューヨーク州パタキ知事副秘書官 2002 年から 2003 年
- ロングアイランド電力公社最高財務責任者 2001 年から 2002 年
- キースパン・エナジーのバイス・プレジデント 1999 年から 2001 年
- ニューヨーク州パタキ知事秘書官補佐 1996 年から 1999 年
- ミュリエル・シーバート・アンド・カンパニーエグゼクティブ・バイス・プレジデント 1993 年から 1994 年
- エム・アール・ビール・アンド・カンパニー社長 1988 年から 1993 年 および 1995 年から 1996 年
- シティグループ取締役 2009 年以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役 2013 年以降
- 他法人での取締役就任状況:ブルックフィールド・アセット・マネジメント、サザビーズ
- 過去5年以内における他法人での取締役就任状況:ブルックフィールド・オフィス・プロパテーズ
- その他の活動状況: Accion(会長)、AMFAR、コロンビア大学経営大学院(監督者会議委員)、ダートマス大学(理事)、ガールズ・エデュケーショナル&メントリング・サービス(GEMS)(委員)、ハドソン・リバー・パーク・トラスト(会長)、フレンズ・オブ・ハドソン・リバー・パーク、アイディアズ 42、国際女性保健連合、メイルマン公衆衛生大学院(監督者会議委員)、メイヨー・クリニック(会長)、ジ・アフター・スクール・コーポレーション(メンバー)、ニューヨーク・エコノミック・クラブおよび外交問題評議会(評議委員)

技能・資格

テイラー氏は、経験豊富な金融サービス業界のエグゼクティブであり、規制当局者でもあります。同 氏は、金融サービス、法人業務、規制遵守、リスク管理、法人関連業務、報酬、コーポレート・ガバ ナンス、財務報告、法務の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。 同氏は、ニューヨーク州銀行局銀行監督官を務めた経験から、銀行規制およびリスク管理において幅 広い経験を有しています。同氏の金融サービスおよび法人業務の経験には、ソレラ・キャピタル・エ ルエルシーの副会長、ファンド運用会社のウルフェンソン・ファンド・マネジメント・エルピーのマ ネージング・ディレクター、総合サービス投資銀行であるエム・アール・ビール・アンド・カンパ ニーのファンドマネージャー設立パートナー兼社長として、ならびにドナルドソン、ラフキン・アン ドジャンレット、リーマン・ブラザーズ・クーン、ローブ・インク、スミス・バーニー・ハリス・ アッパム・アンド・カンパニーでの様々な要職を通じたプライベートエクイティ、ファンド運用およ び投資銀行業での深い経験が含まれます。それ以前にはロングアイランド電力公社の最高財務責任者 を務めました。さらに、サザビーズの報酬委員会、ブルックフィールド・プロパティーズの統治委員 会での任務、ダートマス大学の理事、報酬委員会委員および監査委員会委員長、Accion、ニューヨー ク・ウィメンズ・ファウンデーション、グレーター・ニューヨーク YMCA、ハドソン・リバー・パー ク・トラストの元会長としての任務を通じて、法人関連業務、コーポレート・ガバナンス、財務報告、 報酬、法務における経験をさらに積み重ねています。

ウィリアム・S・ トンプソン・ジュニア 70歳



パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー(PIMCO) 元最高経営責任者

- PIMCO 最高経営責任者 1993 年から 2009 年 1 月
- ソロモン・ブラザーズ・アジア・リミテッド会長 1991 年から 1993 年
- ソロモン・ブラザーズ・インク 1975 年から 1993 年
- シティグループ取締役 2009 年以降、人事・報酬委員会委員長 2014 年以降
- 他法人の役員就任状況:なし
- 過去5年以内に退任した元取締役職:なし
- その他の活動状況:パシフィック・ライフ・コーポレーション、パシフィック・シンフォニー・オーケストラ(理事)、トンプソン自閉症財団(会長)、トンプソン・ファミリー財団(理事長)、ミズーリ大学(総長付財務諮問委員会)、オレンジ郡コミュニティ基金(顧問取締役)

技能・資格

トンプソン氏は、経験豊富な金融サービス業界の経営者です。同氏は、金融サービス、コーポレート・ガバナンス、財務報告、報酬、法務、国際事業、法人・消費者業務、リスク管理の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。同氏は、PIMCO の最高経営責任者(1993 年から 2009 年)、東京のソロモン・ブラザーズ・アジア・リミテッドの会長(1991 年から1993 年)、ソロモン・ブラザーズの西部地区コーポレート・ファイナンス責任者、および西部地区インスティテューショナル・セールス責任者として、金融サービス、法人・消費者業務、国際事業において幅広い技能と経験を得ました。また、パシフィック・ライフ・コーポレーションの元最高経営責任者として、またシティのリスク委員会、報酬・人事委員会のメンバーおよび過去の主任取締役としての任務を通じて、コーポレート・ガバナンス、財務報告、報酬、法務に関する技能と経験を幅広く積んでいます。

ジェームズ・S・ターレー 60 歳



アーンスト・アンド・ヤング元会長兼最高経営責任者

- アーンスト・アンド・ヤング会長兼最高経営責任者 2001 年から 2013 年 6 月
- アーンスト・アンド・ヤング地区マネージング・パートナー 1994 年から 2001 年
- シティグループ取締役 2013 年以降
- シティバンク、エヌ・エイ取締役 2013 年以降
- 他法人での取締役就任状況:エマーソン・エレクトリック・カンパニー、イントレクソン・コーポレイション、ノースロップ・グラマン・コーポレーション
- 過去5年以内における他法人での取締役就任状況:なし
- その他の活動状況:ボーイスカウトアメリカ連盟(理事会メンバー)、ボーイスカウトグレーター・セントルイス連盟(理事会メンバー)、世界スカウト財団(理事会メンバー)、経済開発委員会(理事)、ナショナル・コーポレート・シアター・ファンド(会長)、ライス大学(理事)、テアトル・フォワード(理事)およびセントルイス市立劇場協会(理事会メンバー)

技能・資格

ターレー氏は、元アーンスト・アンド・ヤングのグローバル会長兼最高経営責任者で、彼の米国内外での会計士としての類稀なキャリア、ならびに彼の大手公認会計事務所を率いた幹部としての経験から得られた見識と専門性を当社にもたらしました。ターレー氏は、財務報告、法務、国際事業、規制遵守、リスク管理の各分野における広範な経験により、取締役候補者として指名されました。ターレー氏は監査委員会の委員長として、またリスク管理委員会の委員として、財務報告、規制問題、法令遵守、内部監査、法律問題およびリスクに対する取締役会による監督に大きく寄与します。アーンスト・アンド・ヤングの会長兼最高経営責任者を務める中で、彼は報酬、訴訟、法人関連業務およびコーポレート・ガバナンス分野において重要な専門知識を培ってきました。キャタリストの元取締役会長であるターレー氏は、多様性における第一人者として知られ、女性にとって平等な市場の参加をサポートし、また、アーンスト・アンド・ヤングで監督していた女性経営企業の戦略的開発を可能にした革新的なプログラムにより、誉れ高いクリスタル・リーダーシップ・アワードを受賞しました。当社に対し、多様性に関する問題について指導してくれます。

エルネスト・ セディージョ・ ポンセ・デ・レオン 64歳



エール大学グローバリゼーション研究センターディレクター、エール大学 国際政治経済学教授

- エール大学グローバリゼーション研究センターディレクター、国際政治 経済学教授 – 2002 年 9 月から現在
- メキシコ大統領 1994 年から 2000 年
- メキシコ国政府教育省長官 1992 年から 1993 年
- メキシコ国政府経済計画・予算担当長官 1988 年から 1992 年
- メキシコ国政府予算担当次官 1987 年から 1988 年
- バンコ・デ・メキシコエコノミスト、経済リサーチ部門副部長、 FICORCA 長官、次官 – 1978 年から 1987 年
- シティグループ取締役 2010 年以降
- 他法人での取締役就任状況:アルコア・インク、プロクター・アンド・ ギャンブル・カンパニー、グルポ・プリザ
- 過去5年以内における他法人での取締役就任状況:なし
- その他の活動状況:BP(国際諮問委員会委員)、クレディ・スイス・リサーチ・インスティテュート(アドバイザー)、G30(メンバー)、インター・アメリカン・ダイアログ(メンバー)、天然資源管理機構(理事長)およびローリエイト国際大学連盟プレジデンシャル・カウンセラー

技能・資格

セディージョ・ポンセ・デ・レオン氏は、元メキシコ共和国大統領であり、熟達したエコノミストで あり、学界の権威です。同氏は、国際事業および経済、金融サービス、規制遵守、法人関連業務、財 務報告、リスク管理、コーポレート・ガバナンスの各分野における広範な経験により、取締役候補者 として指名されました。メキシコ中央銀行での勤務(1978年から1987年)、メキシコ政府の予算担 当次官(1987年から1988年)、同経済計画予算担当長官(1988年から1992年)、そしてメキシコ 大統領(1994年から 2000年)等、広範な政府関係役職の経験、エール大学グローバリゼーション研 究センターのディレクターとしての役割、エール大学の国際政治経済学の教授および国際地域研究の 教授を含む学界での経験を通じて、国際事業、金融サービス、規制遵守、リスク管理の各分野におい て幅広い経験を有しています。同氏は、グローバル・デベロップメント・ネットワークの会長、世界 銀行グループのガバナンスの現代化に関するハイレベル委員会の委員長、G30 のメンバー、BP およ びザ・コカ・コーラ・カンパニー各社の国際評議会の評議員としての職務を通じて、国際事業、金融 サービス、法人関連業務において広範囲にわたる経験を有しています。現在は、アルコア・インクの 取締役として監査委員会、公募委員会の委員を、さらにプロクター・アンド・ギャンブル・カンパ ニーの取締役として統制・公共責任委員会の委員と革新・技術委員会の委員を務め、またスペインの グルポ・プリザの取締役であり、以前にはユニオン・パシフィック・コーポレーションの元取締役と して監査委員会と財務委員会の委員を、さらに EDS の元取締役として統制委員会の委員を務めたこ とから、財務報告、リスク管理、コーポレート・ガバナンス、法人関連業務における経験を得ていま す。

取締役会委員会

下表は上記の各委員会の現在のメンバーの一覧表です。

委員会	現在のメンバー
監査委員会	エレン・M・コステロ
	ピーター・B・ヘンリー
	マイケル·E·オニール
	アンソニー·M·サントメロ
	ジェームズ·S·ターレー(委員長)
企業倫理・文化委員会	フランツ·B·ハマー(委員長)
	マイケル·E·オニール
	ジュディス・ルーディン
	エルネスト・セディージョ・ポンセ・デ・レオン
業務執行委員会	フランツ·B·ハマー
	マイケル·E·オニール(委員長)
	アンソニー·M·サントメロ
	ダイアナ・L・テイラー
	ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア
	ジェームズ·S·ターレー
指名・統治・広報委員会	マイケル・E・オニール
	ジュディス・ルーディン
	ダイアナ·L·テイラー(委員長)
	エルネスト・セディージョ・ポンセ・デ・レオン
オペレーション・テクノロジー委員会	ゲーリー・M・ライナー(委員長)
	ルネ・J・ジェームズ
人事・報酬委員会	マイケル・E・オニール
	ジュディス・ルーディン
	ダイアナ・L・テイラー
	ウィリアム·S·トンプソン·ジュニア(委員長)
リスク管理委員会	ダンカン・P・ヘンス
	フランツ·B·ハマー
	ルネ・J・ジェームズ
	ユージーン・M・マクエイド
	アンソニー·M·サントメロ(委員長)
	ウィリアム・S・トンプソン・ジュニア
	ジェームズ·S·ターレー
	エルネスト・セディージョ・ポンセ・デ・レオン

第2号議案:独立登録会計事務所の選任の承認の件

監査委員会は、2016 年度の当社の独立登録会計事務所として KPMG LLP (KPMG) を選任しました。 KPMG は 1969 年以来、当社およびその前身の会社の独立登録会計事務所を務めています。

KPMG の代表者が年次株主総会に出席するよう、手配されています。KPMG の代表者は、発言を望む場合にはその機会を与えられるほか、株主からの適切な質問に回答することができます。

独立登録会計事務所の報酬の開示

以下は、KPMG が 2014 年および 2015 年の各 12 月 31 日に終了した各年度に当社に提供した業務に対して得た報酬の内訳です。

(単位:100 万ドル)	2015年	2014年
監査報酬	\$ 67.5	\$ 65.3
監査関連報酬	\$ 21.0	\$ 26.7
税務報酬	\$ 9.9	\$ 7.0
その他の報酬	\$ <i>—</i>	\$—
報酬合計	\$ 98.4	\$ 99.0

監査報酬:この報酬には、当社の連結財務諸表およびサーベンス・オクスリー法第 404 条に基づく財務報告に係る内部統制に関する年次統合監査、子会社の財務諸表の監査、SEC への登録届出書およびその他資本調達活動に関するコンフォート・レターおよび同意書ならびに当社の規制当局への届出に関係する一定の報告書、規制当局により義務付けられている内部統制審査報告、完了した取引に関する会計上の助言、ならびに当社の中間財務諸表の審査に関連して KPMG が稼得したものが含まれます。

監査関連報酬: この報酬には、KPMG が実施した監査に関連する業務の報酬等が含まれ、多くの場合、当社の独立登録会計事務所でなければ提供できない業務に対する報酬です。このような業務としては、M&A 案件に関するデューデリジェンス業務、会計コンサルティング、規制当局により義務付けられていない内部統制審査、証券化関連業務、従業員福利制度の監査、証明業務、一定の合意済みの手続等が挙げられます。

税務報酬:この報酬には、法人税確定申告の作成および見直し、税務監査、税務上の経費割当報告書、 その他の税務コンプライアンス業務に係る報酬が含まれます。

その他の報酬:当社は、上記以外の業務を KPMG に委託しませんでした。

独立登録会計事務所の業務と報酬の承認

当社の監査委員会は、2015 年および 2014 年に当社の独立登録会計事務所が稼得したすべての報酬を検討・承認し、提供された監査業務と非監査業務の関連性を積極的に点検しました。監査委員会は、KPMG が稼得した報酬について、社外監査人が監査業務を行う上で維持すべき独立性と抵触しないとの結論に達しました。

監査委員会は、当社の独立登録会計事務所が提供する業務とその報酬を予め承認する必要があります。 同委員会は、提供された監査業務について毎年検討を行うとともに、適宜、各業務項目別に具体的な 限度額(米ドル建て)を設けて、所定の監査報酬、監査関連報酬、税務コンプライアンス報酬を予め 承認します。また、同委員会は、事前承認の対象ではない具体的な委託事項(内部統制および一定の 税務コンプライアンス等)または事前承認された報酬金額を上回った委託事項についても、個別に検 討します。事前承認業務の定義に合致しない委託事項については、暫定的な措置として、監査委員会 の委員長に対して承認を得るために提示したうえ、次の定例会議で監査委員会全体に提示することが できます。

会計事務所の選任に関する指針は、経営陣が、独立登録会計事務所の独立性を確保するにあたり、主要な基礎とするものです。当社の上級コーポレート・ファイナンシャル・マネジメントは、この指針を統括的に管理し、点検しており、該当年度中を通じて KPMG が受任した業務を監査委員会に報告します。この指針には、監査人の独立性に関して適用される規則を当社が確実に遵守するために、KPMG のパートナーおよびその他の専門家の採用に対する制限も定められています。

KPMG は 1969 年以来、当社およびその前身の会社の独立登録会計事務所を務めてきました。当社お よびその監査委員会は、株主が翌年度も KPMG を当社の独立監査人として承認することを推奨する ことの是非に関する監査委員会による検討に際して、過年度と同様に、KPMG の審査を行ってきまし た。当該審査において、監査委員会は、KPMG が独立性を維持しているか、KPMG を継続して採用す ることが当社および株主の利益にとって最適であるかどうか、その両方の検討を行います。当社の経 営陣は、監査委員会のために、以下の事項を含む KPMG の年次査定を作成しています。 (i) KPMG の業績全般に関する管理調査の結果、(ii)当社の年次監査の実施における KPMG の能力に悪影響を 与える可能性のある、KPMG の既知の法的リスクおよび重大な法的手続の分析、(iii)絶対的な基準 (もちろん、KPMG が、議決権代理行使参考書類に記載されたものを除き、当社に非監査業務を提供 していないことを留意します。)および他の監査法人が同業他社に対して提供した業務との比較の両 方に基づく、KPMG から当社に提供された報酬および業務。また、KPMG は、会計事務所の選任に関 する指針および PCAOB 規則第 3526 条に準拠した自らの独立性に関する分析を、監査委員会と共に 審査します。この分析の実施において、監査委員会は、KPMG が当社の独立監査人であった期間の長 さ、当社の事業の幅広さと複雑性およびその世界的な事業規模、当社の事業における専門性という面 から結果的に生じる監査法人への要望、人員の数と質および国際的な活動範囲を考慮しました。監査 委員会は、当社の事業を監査することに必要な専門性と当社を世界規模で監査するのに見合う事業規 模のいずれも提供できる KPMG の類まれな能力、また、KPMG が主要監査人員をローテーションし、 少なくとも 5 年ごとに新しい責任者を配置するというポリシーを有していることを含む、その他の要 因を評価しております。さらに、監査委員会は、KPMG とその同業他社に関する最近の PCAOB の報 告等、監査の品質および実績に関する外部のデータも検討しております。本年度の審査結果に基づき、 監査委員会は、KPMG が独立性を有しており、当社の 2016 年度における独立登録会計事務所を務め る者として KPMG を指名することが、当社およびその投資者の利益にとって最適であるとの結論に 達しました。

当社の監査委員会は、独立監査人が 5 年の必須交代期間において筆頭業務執行社員の選任を行う過程を監督し、また最終的にこの選任を承認します。監査委員会の指示により、KPMG は、筆頭業務執行社員の候補者を選任し、当該候補者は、当社の上級経営陣によるインタビューを受けることとなります。上級経営陣は、KPMG により推薦された候補者を審査した後、監査委員会に対し、新しい筆頭業務執行社員に関する推薦を行います。監査委員会のメンバーは、提案された筆頭業務執行社員候補の資格を現任の筆頭業務執行社員と検討した後、個人またはグループとして、主たる候補者のインタビューを行います。その後、監査委員会は、指名の検討を行ったうえ、監査委員会として選任の投票を行います。

取締役会の推奨

取締役会は、2016 年度の当社の独立登録会計事務所として KPMG を承認することに 賛成票を投じられることを推奨します。

第3号議案:シティの2015年度役員報酬の勧告的承認の件

当社は、1934年証券取引所法規則第 14a-21 (a) 項に基づき、原文議決権代理行使参考書類において開示された、「指名された執行役員」 (named executive officers) の報酬に関する勧告的承認を求めています。株主の皆様には、以下の勧告的承認に係る投票を要請します。

議案:レギュレーション S-K 第 402 項に基づき「報酬の検討および分析」、報酬一覧表および解説その他で開示されている報酬が、当社の指名された執行役員に対して支払われることをここに承認します。

当社はかかる勧告的承認の投票を毎年要請しており、また、少なくとも次に当社の say-on-pay 投票 (役員報酬に対する拘束力を有しない投票)の頻度に関する勧告的投票が実施されるまで(米国証券 取引委員会規則に基づき翌年度に行われます。)、同様の頻度で要請します。

取締役会の推奨

取締役会は、原文議決権代理行使参考書類において開示された当社の執行役員の報酬について勧告的承認を求める第3号議案に賛成票を投じられることを推奨します。当社は、株主の皆様に対して、「報酬の検討および分析」の全文をよくお読みになることを強くお勧めします。「報酬の検討および分析」には、指名された執行役員に支払われる報酬の内容およびその合理性に関する詳細な情報が掲載されています。

当社株主との対話

当社の取締役会および経営陣は、執行役員の報酬に関する事項をはじめ、多くの論点について株主と有意義かつ継続的な対話を持つように努めています。かかる目的のため、取締役会および上級経営陣は、報酬委員会の委員長であるトンプソン氏の主導のもと、当社の取締役会長であるオニール氏の積極的な関与を得て、何年もにわたる株主との対話に関するプログラムに着手しました。過去 4 年における当社の慣行に従って、昨年春にも、当社は、当社の普通株式の合計約 27.7%を保有する 18 名の株主との議論の場を設けました。また、議決権行使助言会社との間で対話を実施し、当社の執行役員報酬制度に関する情報を提供するとともにその疑問に応えました。当社の制度設計に際しては株主の声が反映されており、当社は 2014 年および 2015 年において、say-on-pay 投票によりそれぞれ84.6%および84.5%の賛成票が得られました。

当社の執行役員報酬制度には以下の特徴があります。

- 客観的な報酬制度の枠組み:上記の株主との対話に係る取組みを通じ、当社は、株主が当社の客観的な報酬制度の枠組みを好意的に評価していることを認識するに至りました。そこで、当社は、2015 年度の業績に対する執行役員報酬の付与の際にも、引き続き当該枠組みを利用しています。2015 年度の業績に対するインセンティブ報奨は、財務・非財務目標に関する特定の測定基準に準拠したスコアカードに基づいており、当社は、当社事業の業績を評価する際にも同一の測定基準を用いています。これらにより、当社の執行役員のインセンティブ報奨は、当社の財務・非財務業績に明確に関連付けられています。
- 報酬の決定にかかる判断に関する説明:当社の株主は、如何にして報酬が決定されるかについての網羅的な説明を求めており、とりわけ当該決定に際して一定の判断が行われる場合にはかかる要求は強いものといえます。原文議決権代理行使参考書類の 64-70 ページの「報酬の検討および分析(Compensation Discussion and Analysis)」には、取締役会の報酬委員会が執行役員の報酬の付与に際して検討した要素に関する詳細な説明がなされています。
- **業績連動型報酬:**執行役員の業績を評価するに際し客観的な事業の指標が用いられることに加え、 当社の制度設計および報酬ポリシーには、当社の株主の期待に応えて、多様な業績連動の要素お

よびクローバックが存在します。指名された執行役員各々の年次報酬総額の 90%以上が変動報酬であり、変動報酬のうち繰り延べられた部分はすべて、業績に連動して付与され、また、クローバックその他の業績連動の特性があります。

- 業績連動株式ユニット制度の改定による株主利益との関係の単純化:当社の業績連動株式ユニット制度は、当社の報酬制度を株主の利益とより整合的な内容に変更することを望む株主からの意見に応えて、2013 年度に設けられました。当該制度に基づく業績連動株式ユニットの付与は、2013 年 2 月、2014 年 2 月および 2015 年 2 月に実施されました。執行役員には、3 年間の業績評価期間における当社の平均総資産利益率および同業他社と比較した当社の株主総還元額に基づき、業績連動株式ユニットが付与されます。本年度、当社は、当社の業績連動株式ユニット制度に、いくつかの点において修正を加えました。最も重要な変更点は、2015 年度の業績に対する報奨として 2016 年 2 月に付与される業績連動株式ユニットが、3 年間の業績評価期間における相対的な株主総還元額のみに基づいて付与される点です。新制度においては、株主還元額のみに焦点を当てることにより、報奨と株主の利益との関係が単純化されており、4 年に及ぶ株主との対話の中で当社の大株主の多くから表明された意見が反映されています。当該変更については、原文議決権代理行使参考書類の 57-58 ページの「エグゼクティブ・サマリー(Executive Summary)」において詳述されています。
- **リスク管理に対する当社の継続的取組み:**インセンティブ報酬対する当社の総合的なアプローチにより、当社の事業目標を大きく損なうような、軽率な、または過剰なリスク負担の可能性を軽減します。具体的には、指名された各執行役員のスコアカードには、重要なリスクおよび管理目標が網羅されています。
- **健全なガバナンスの慣行**:原文議決権代理行使参考書類の 73-76 ページに記載されているとおり、 当社の報酬制度に関連するガバナンスには、揺るぎないポリシーおよび慣行が数多く含まれます。

2015 年度抜粋報酬一覧表および報酬情報

2015 年度抜粋報酬一覧表

以下の表では、2015 年度に最高経営責任者または最高財務責任者を務めた者に対する報酬、および最も高額の報酬が支払われたその他 3 名のシティの執行役員に対する報酬を、2015 年 12 月 31 日時点の役職とともに示しています。

左个压估七

						牛金価値お		
					株式以外のイン	よび非適格	その他	
				株式	センティブ・	繰延報酬の	すべての	
氏名および		給料(3)	賞与⑷	報奨(5)	プラン報酬®	変動 ⑺	幸侵西州(8)	合計
主な役職(1)	年度(2)	(ドル)	(ドル)	(ドル)	(ドル)	(ドル)	(ドル)	(ドル)
マイケル・	2015	\$ 1,500,000	\$ 6,000,000	\$ 6,493,169	\$ 586,393	\$ 2,961	\$ 15,900	\$ 14,598,423
コルバット	2014	\$ 1,500,000	\$ 4,600,000	\$ 7,727,757	\$ 606,924	\$ 6,918	\$ 15,600	\$ 14,457,199
最高経営責任者	2013	\$ 1,500,000	\$ 5,200,000	\$ 7,915,912	\$ 2,923,069	\$ 3,838	\$ 15,300	\$ 17,558,119
ジョン・	2015	\$ 500,000	\$ 3,400,000	\$ 3,952,364	\$ 430,021	\$ 18,937	\$ 15,900	\$ 8,317,222
ガスパック	2014	\$ 500,000	\$ 2,800,000	\$ 4,161,100	\$ 445,078	\$ 85,580	\$ 15,600	\$ 8,007,358
最高財務責任者	2013	\$ 500,000	\$ 2,800,000	\$ 3,893,076	\$ 2,128,679	\$ 0	\$ 15,300	\$ 9,337,055
スティーブン・								
バード	0045	€ гоо о 7 0	r 0.400.004	A 0.000.007	₾ 074.070	6	Ф 740 F00	e 0.000.454
グローバル個人金融	2015	\$ 500,273	\$ 3,199,891	\$ 3,880,827	\$ 974,873	\$ 0	\$ 742,590	\$ 9,298,454
部門最高経営責任者								
ドン・								
キャラハン	0045	Ф гоо ооо	Ф. 0.700.000	r 0.044.000	Ф гос 202	.	Ф 45.000	₾ 7.000.E04
オペレーション&テ	2015	\$ 500,000	\$ 2,720,000	\$ 3,811,208	\$ 586,393	\$ 0	\$ 15,900	\$ 7,633,501
クノロジー部門長								

ジェームズ・								
フォリス	2015	\$ 496,712	\$ 6,201,315	\$ 7,354,220 \$ 2,	082,700 \$	4,074	\$ 15,900	\$ 16,154,921
シティ社長、インス								
ティテューショナ		A 475.000						A
ル・クライアント・	2014	\$ 475,000	\$ 5,210,000	\$ 8,039,839 \$ 2,	145,487 \$	6,294	\$ 15,600	\$ 15,892,220
グループ最高経営責								
任者	2013	\$ 475,000	\$ 5.410.000	\$ 4,057,500 \$ 7,	574,988 \$	3,510	\$ 15,300	\$ 17,536,298
	2010	ψ 110,000	ψ 0,110,000	ψ 1,007,000 ψ 1,	Ψ	0,010	ψ 10,000	ψ 11,000,200

- (1) 指名された執行役員各々の主な役職は 2015 年 12 月 31 日時点のものです。バード氏は、2015 年 6 月 1 日より前は、アジア太平洋地域最高経営責任者でした。フォリス氏は、2015 年 6 月 1 日より前は、シティ共同社長、インスティテューショナル・クライアント・グループ最高経営責任者でした。
- (2) バード氏およびキャラハン氏は 2013 年度および 2014 年度において指名された執行役員ではなかったため、同氏らの報酬は、米国証券取引委員会規則に従い、2015 年度のもののみを記載しています。
- (3) バード氏の給与は、国外駐在であったため、香港ドル建てです。本表に示された給与は、年平均為替レートで米ドルに換算されたバード氏の年間給与の合計額です。フォリス氏の基本給は、他の指名された執行役員の基本給に合わせるため、2015 年 2 月 18 日より 475,000 ドルから 500,000 ドルに増加しました。
- (4) 本欄の金額は各年度の業績に対する現金賞与です。バード氏の現金賞与は米ドル建てでした。同氏の 2015 年度における香港での勤務期間に対応する現金賞与は、2016 年 2 月 16 日の付与日直前の週の 5 取引日における平均為替レート (0.1283米ドル=1 香港ドル) を用いて米ドルから換算され、香港ドルで支払われました。バード氏の 2015 年度における米国での国外駐在員としての勤務期間に対応する現金賞与は、米ドルで支払われました。
- (5) 本欄の 2015 年度の金額は、2014 年度の業績に対して 2015 年 2 月にそれぞれ付与された資本蓄積プログラムに基づく繰延 株式および業績連動株式ユニットの付与日現在の公正価値の合計です。各報奨の付与日現在の個別の価値は、2015 年度制度報奨付与一覧表で開示されています。報奨の付与日現在の公正価値の総額は、財務会計基準審議会会計基準編纂書トピック 718 に従って計算されています。本欄の金額の算出時に使用した前提条件は、もしあれば、米国証券取引委員会に提出された 2015 年度のフォーム 10-K による年次報告書中のシティグループ・インクおよびその子会社の連結財務諸表注記 7 に記載されています。

抜粋報酬一覧表で報告された業績連動株式ユニットの金額は、報酬委員会により与えられた報奨の額面金額とは異なります。この業績連動株式ユニット報奨の額面金額を付与日のシティ普通株式価格によって除することにより、業績連動株式ユニットの数が算出されます。そして、それらのユニットの価値は、適用可能な会計原則に基づき、付与日時点において、業績条件として考えられる成果を考慮して評価されます。かかる付与日現在の公正価値は、付与年度の抜粋報酬一覧表で報告されます。

2015 年度抜粋報酬一覧表に示された 2015 年の付与日における業績連動株式ユニットの価値は、業績条件が最も高いレベルで達成されたと仮定した場合、コルバット氏 5,175,000 ドル、ガスパック氏 3,150,000 ドル、バード氏 3,386,339 ドル、キャラハン氏 3,037,500 ドル、フォリス氏 5,861,250 ドルとなります。

(6) 以下は、指名された執行役員各々の 2015 年度の株式以外のインセンティブ・プラン報酬の内訳を示したものです。各執行役員に関して 2015 年度抜粋報酬一覧表に示される総額は、2015 年度に獲得したと考えられる各報奨の金額を表わしています。以下の金額には、2011 年度の業績に対して 2012 年 1 月に付与された繰延現金報奨の一部および 2012 年度の業績に対して 2013 年 2 月に付与された繰延現金報奨の一部ならびに各報奨全体について 2015 年に生じた想定利子が含まれています。

氏名	2012 年 1 月 繰延現金報奨 の報告対象 部分	2012 年 1 月 繰延現金報奨 に関する利益	2013 年 2 月繰延現金 報奨の報告対 象 部分	2013 年 2 月繰延現金 報奨に関する 利益	2015 年度抜粋報酬 一覧表に記載の 株式以外のインセ ンティブ・プラン の総額
マイケル・コルバット	\$562,500	\$23,893	\$ -	\$ -	\$ 586,393
ジョン・ガスパック	\$412,500	\$17,521	\$ -	\$ -	\$ 430,021
スティーブン・バード	\$435,091	\$18,481	\$ 489,639	\$31,662	\$ 974,873
ドン・キャラハン	\$562,500	\$23,893	\$ -	\$ -	\$ 586,393
ジェームズ・フォリス	\$961,875	\$40,857	\$1,014,375	\$65,593	\$ 2,082,700

バード氏の繰延現金報奨は香港ドル建てです。バード氏について表示されている金額は、シティの財務諸表の作成時に使用された 2015 年 12 月 31 日現在の為替レート(0.1290 米ドル=1 香港ドル)を用いて香港ドルから米ドルに換算されたものです。コルバット氏、ガスパック氏およびキャラハン氏は、2012 年度の業績に対する 2013 年 2 月の繰延現金報奨を受領

していません。その代わり、同氏らは、2012年度の指名された執行役員として業績連動株式ユニットを受領しました。

- (7) これらの金額は、2015 年度年金給付一覧表でさらに詳しく説明されるとおり、コルバット氏、ガスパック氏およびフォリス氏の年金給付額の現在価値の増加分を示しています(シティグループ年金制度におけるガスパック氏への年金給付額は、12,676 ドル増加し、従業員退職所得保障法(ERISA)によるシティバンク、エヌ・エイおよび関連会社の補助的報酬制度における同氏への給付額は、6,261 ドル増加しました。)。税制適格外であることから繰り延べられた、指名された執行役員各々の報酬における市場価格の超過分または優先利益分は、0 ドルでした。バード氏およびキャラハン氏は、同氏らが雇用された国において有効なシティの包括的退職給付プログラムの規定に基づく確定給付年金制度への参加資格を得たことはなく、同氏らは雇用開始時から確定拠出退職給付制度のみに参加しています。
- (8) 以下は2015年度の「その他すべての報酬」の内訳を示したものです(個人的給付を含みます。)。

氏名	退職給付制度 に対する 雇用者拠出 (ドル)	٦,	還付 スト :ル)	ー時滞 生活費は 一時帰国 費月 (ドノ	ー , および 休暇の 相	住宅費 生活費 (ド		転勤に((ド	系る費用 ル)		合計 (ドル)
マイケル・ コルバット	\$15,900	\$	0	\$	0	\$	0	\$	0	\$	15,900
ジョン・ ガスパック	\$15,900	\$	0	\$	0	\$	0	\$	0	\$	15,900
スティーブン・ バード	\$24,149	\$271	1,155	\$81,6	97	\$308	,855	\$56,	734	\$7	42,590
ドン・ キャラハン	\$15,900	\$	0	\$	0	\$	0	\$	0	\$	15,900
ジェームズ・ フォリス	\$15,900	\$	0	\$	0	\$	0	\$	0	\$	15,900

英国国民であるバード氏は、香港で雇用され、2009 年から 2015 年 6 月まで限定的な国外駐在手当を受けました。同氏は 2015 年 6 月 1 日付でグローバル個人金融部門最高経営責任者となり、その後、2015 年 7 月 1 日付で新たな国外駐在辞令に よりニューヨークに転居し、シティの国外駐在プログラムの標準規定に基づく手当を受けました。バード氏の国外駐在辞令には、同氏の現在の国外駐在は 2016 年 12 月 31 日に終了予定で、その時点で同氏が米国の現地従業員となり国外駐在手当の対象外となることが規定されています。

シティの国外駐在プログラムに基づきバード氏に提供される国外駐在手当は、自国外への赴任を受諾した同様の状況下にある従業員に一般的に支給されるものです。国外駐在プログラムの目的は、従業員に成長の機会を提供することおよび特定の業務ニーズを満たすことに加えて、自国外への赴任の受諾による税務その他経済面の利益または不利益をなくし、それにより、各個人の経済状況の考慮を排して赴任を受諾するか否かの決定を行うことができるようにすることです。

上記の税還付コスト欄に示された税負担均等化手当の金額は、バード氏の税負担および関連費用を、同氏が引き続き香港で雇用されていると仮定した場合のものに限定されています。開示された金額は、2015 年に支払われた報酬に関して発生した税負担均等化手当の見積りに基づくものです。ただし、税負担均等化手当は後年に支払われる場合がありますが、抜粋報酬一覧表に再度記載されることはありません。国外駐在員は、国外駐在の障害を最小限に留めることを目的とした一定の個人手当の受給資格を有しています。また、かかる手当は、国外駐在員だけに発生するものであり、当該国外駐在員が自国で引き続き雇用された場合には支払われないものであるため、シティは、国外駐在プログラムに基づくシティの税負担均等化方針に基づき、かかる手当に係るすべての税金を支払います。上記の税還付コスト欄には、2015 年に支給された手当による見積納税額も含まれています。

コルバット氏、ガスパック氏、キャラハン氏、フォリス氏は、米国の適格従業員全員に適用される計算式に従って 401 (k) プランのマッチング拠出を受領しました。バード氏は、包括的確定拠出退職給付制度であるシティ香港退職給付制度の標準規定に基づく雇用者拠出分を受領しました。

バード氏は 2015 年度中に米国に転居したため、同氏の国外駐在手当の一部は香港ドルで支払われ、残りの部分は米ドルで支払われました。当該香港ドルの金額は、上表において、シティの財務諸表の作成時に使用された 2015 年 12 月 31 日現在の為替レート(0.1290 米ドル=1 香港ドル)を用いて香港ドルから米ドルに換算されたものです。

コルバット氏はシティフライト・インク(シティグループ・インクの子会社)との間で航空機タイムシェアリング契約を締結しています。同契約により、同氏は、連邦航空法 91.501 (d) に定められた限度に従い、社用機の個人使用にかかる費用をシティに返金することができるものとされています。コルバット氏は、2015 年度中のかかる飛行による増加費用と同額またはこれを超える金額をシティに返金しました。

第4号議案:シティグループ2014・ストック・インセンティブ・

プランにおける授権株式追加の承認の件

報酬委員会は、シティグループ 2014・ストック・インセンティブ・プラン(以下「2014 年プラン」といいます。)を改定して付与可能な授権株式数を 2,000 万株増加させることを提案し、取締役会は全会一致でこれを承認しました。年次株主総会で株主の皆様にご承認いただければ、この改定は 2016 年 4 月 26 日をもって効力を生じます。

2014 年度の年次株主総会において株主の皆様に 2014 年プランをご承認いただいておりますが、これには 5,200 万株の株式についての当初の授権が含まれていました。この当初授権された株式は、既に株主の皆様にご承認いただき、シティグループ 2009・ストック・インセンティブ・プランの失効により引き継がれたものですが、2014 年度の年次株主総会において追加の株式の承認要請は行いませんでした。2015 年度の年次株主総会において授権株式数を 2,000 万株増加させることを株主の皆様にご承認いただきましたが、当社は、さらに 2,000 万株の授権株式について、株主の皆様の承認をお願いしたいと存じます。過去数年間にわたり一貫してお伝えしてきましたが、当社の株式の授権に対する考え方は、少なくとも 1 年間の報奨付与活動を補助するために必要がある場合にのみ、その増加を要請するというものです。これに従い、当社は今後も、追加の株式の授権についてのご承認を年1回の頻度で株主の皆様にお願いする現在の方式を続けていく予定です。以下の 2014 年プランに関する議論は、その全体が、原文議決権代理行使参考書類の付属書類 B の一部として含まれている 2014年プランの説明と全規定に服します。

2014年プランにおける株式の追加を承認することに賛成すべき理由

NYSE の規則に従い、シティおよびその他の企業は、通常、株主の皆様にご承認いただいたプランによるものでなければ、普通株式を報酬として付与することは許されません。取締役会は、2014 年プランにおける授権株式数を増加させる改定案に賛成することを推奨いたします。なぜならば、シティはこの改定により、株主の皆様の利益に適う形で主要な事業目的を達成できるようになるからです。

- 株式報酬は、従業員と株主の皆様の利益の一致を促します。当社の報酬指針には、株式報酬が従業員と株主の皆様の利益を一致させる極めて重要な手段であるとの当社の考えが反映されています。シティの株式報奨は、世界中の従業員数千人を対象とした年次インセンティブ報奨の大部分を、通常3年または4年の期間にわたって繰り延べるための手段として活用されています。2015年度の年次インセンティブ報奨の一部として、80カ国超の7,800名を超える従業員が、2014年プランに基づくシティ普通株式の付与を受けました。
- 2014 年プランは、株主の皆様の利益に資する主な特徴を有しています。2014 年プランには「自動更新」機能はありません。権利確定最低要件が設定されています。また、株式の自由なリサイクリングを認めておらず、オプション・リプライシングおよびリロード・オプションを禁じています。さらに、チェンジ・オブ・コントロール条項による制限を設けています(詳細は後述のとおりです。)。
- シティは、健全な株式報奨慣行に準拠しています。シティは、株式報酬による希薄化を軽減するための自己株式買戻しプログラムを設けておりますが、報奨を自己株式のみで支払う慣行を2016年度に再開しました。また、シティは、報奨のフル・バリュー型の付与を支持しており、株式の健全な利用に相応しいその他の多様な慣行に準拠しています(詳細は後述のとおりです。)。
- 株式報酬は、規制要件を遵守するために必要です。金融安定化理事会が公表している健全な報酬 慣行の原則は、米国およびシティが事業を行うその他の主要各国における銀行規制当局によって 導入されています。その原則は、その活動がシティのリスク・エクスポージャーに重大な影響を

及ぼすような上級執行役員および従業員に対して付与される変動報酬の大部分が、株式または株価連動型金融商品によって付与されるべきと定めています。株式報酬の付与により、これら既存の規制要件を遵守することができ、また、将来的な立法または規制措置によっては、株式報酬に対する規制の必要性がさらに高まる可能性もあります。

2014 年プランの主な特徴

2014年プランの以下の特徴により、当社の株主の皆様の利益は保護されています。

- 「自動更新」機能なし。2014年プランでは、付与対象の株式数が固定されており、「自動更新」機能によって付与数が自動的に増加することはありません。
- 権利確定最低要件。2014 年プランでは、一定の限られた条件下にある場合または報奨のための 業績評価期間を最低 1 年間とする条件が付されている場合を除き、オプションおよび株式評価益 権(stock appreciation rights)(以下「SAR」といいます。)を含め、あらゆるタイプの報奨に より付与され得る株式の少なくとも 90%について、権利確定最低要件は 3 年間とされています。 報酬委員会は、授権株式の最大 10%を、最低権利確定期間にかかわらず付与することができま す。このような株式は、主に人材の確保および維持の目的で、または規制要件や指針に準拠する ために必要もしくは適切である場合に付与されるとともに、取締役に対して付与されるものです。
- オプションまたは SAR の減額不可。2014 年プランでは、オプションまたは SAR の行使価格は、 オプションまたは SAR が付与された日付の公正市場価格の少なくとも 100%、または、オプ ションもしくは SAR がプレミアム価格に基づく業績条件の対象報奨とみなされる場合には公正 市場価格の少なくとも 125%でなければなりません。
- リプライシングまたは現金による買上げ不可。2014年プランには、2014年プランまたはその他のプランで付与されたかに関わらず、株主の承認を得ずにアウト・オブ・ザ・マネー・オプションまたは SAR の現金による買上げを行うことの禁止等、リプライシングに対する包括的な禁止が含まれます。この場合において、「リプライシング」には、アウト・オブ・ザ・マネー・オプションまたは SAR に代えて株式報奨を用いることも含まれます。
- **リロード・オプションの付与の禁止。**リロード・オプションは、過去に付与されたオプションの 行使に伴い自動的に付与される追加的なオプションです。2014 年プランに基づき付与されるオ プションには、リロード機能を持たせることはできません。
- 株式の自由な「リサイクリング」不可。2014年プランでは、オプション行使価格の支払のために留保されもしくは提出された株式、オプション行使手続によって当社が買い戻した株式、また報奨(株式報奨、オプション、SAR等)に課される源泉徴収義務を充足するために留保されもしくは提出された株式の再付与を禁じています。また、SARの対象となる株式の持分で受渡時に発行されないものについても、再付与することはできません。
- 業績連動確定型株式における配当等価物の制限。2014年プランでは、基礎となる株式の権利が確定した場合にのみ、業績連動権利確定条件に服する株式に対して配当等価物の支払を許可します。また、2014年プランでは、未行使のオプションおよび SAR に基づく株式に対する配当等価物の支払を禁止しています。
- **チェンジ・オブ・コントロール条項の「ダブル・トリガー」。**2014 年プランの下では、シティグループ・インクの支配権の変更があった場合にプラン加入者の報奨が権利確定するには、会社都合による雇用の終了という条件が必要となります。
- チェンジ・オブ・コントロールの明確な定義。2014年プランでは、シティグループ・インクの「支配権の変更(チェンジ・オブ・コントロール)」を(i)ある者が、シティグループ・インクの既存の証券のうち合計30%以上の議決権を表章する証券について、直接または間接の実質的保有権を取得した場合、(ii)取締役会の過半数に特定の変更があった場合(その時点で在任している取締役会の過半数がその選任または指名を承認した取締役の選任はこれに該当しませ

- ん。)、(iii)シティグループ・インクのすべてもしくは実質的にすべての資産の売却、譲渡もしくは分配、またはシティグループ・インクの解散もしくは清算が行われた場合または(iv)その結果としてシティグループ・インクの株主がシティグループ・インク(または取引行為の結果として存続する法人)が保有する議決権が合計で 50%未満となるような再編、合併、統合その他の企業取引が行われた場合と定義しています。
- 消費税のグロスアップなし。2014年プランでは、シティグループ・インクの支配権の変更があった場合における消費税のグロスアップを定めておらず、シティはその執行役員との間で、そのような税効果を生じさせるいかなる合意もしていません。
- 独立の委員会による執行。2014年プランは、独立取締役のみによって構成される報酬委員会により執行されます。

シティの健全な株式報奨慣行

シティの株式報奨慣行には、以下の内容が含まれます。

- 株式報酬プログラムによる希薄化を相殺するための自己株式買戻し。2015年、シティは、株主の皆様に対する有益な資本の払戻し(普通株式買戻しおよび配当の形による59億ドル)を開始しました。この措置は、2014年および2013年に公表された、それぞれ12億ドルの2つの普通株式買戻しプログラムに従ったものであり、この普通株式買戻しプログラムは、シティの年次インセンティブ報酬の付与によって生じることが予想される希薄化を軽減することを目的としたものでした。
- 支配権の変更による権利確定の繰上げなし。2014年プランの「ダブル・トリガー」機能に加え、 報酬委員会は、執行役員への繰延インセンティブ報奨は、シティグループ・インクの支配権の変 更(チェンジ・オブ・コントロール)のみを理由として権利確定しないことを確認する方針を採 用しました。
- 「フル・バリュー型」の付与方法の実施。当社の株式プログラムは、報奨の「フル・バリュー型」の付与(ストック・オプション等、「評価益」の付与とは反対に。)を支持しています。これにより、株式報酬の潜在的な希薄効果を軽減することができます。なぜならば、ストック・オプションの形で交付される場合に必要な数より少ない数の株を使って株式報奨の形で同じ価値を交付できるためです。ストック・オプションは、一定の状況ではインセンティブ手段として引き続き利用できますが、2008 年以来、シティは年次インセンティブ報奨プロセスの一環としては従業員オプションを付与していません。「オーバーハング」および「ランレート」についての表で示した情報は、原文議決権代理行使参考書類の付属書類 B をご参照下さい。
- すべての繰延株式報奨に対してクローバックを設定。シティの株式報奨は、様々な状況における 取消しを規定する複数のクローバックに服しています。具体的に述べると、すべての権利未確定 の株式報奨は、従業員が(i)著しく不正確な公開済の財務書類に基づき報奨を受け取った場合、 (ii)公開済の財務書類に関して著しく不正確な情報の提供に故意に関与した場合、(iii)上級 経営陣および/もしくはリスク・マネジメントによって設定もしくは修正されたリスク制限に著 しく違反した場合、または(iv)重大な違反行為に関与した場合に取り消されます。英国および その他の欧州連合の国々の規制の対象となっている従業員には、一定の株式報奨に対して、さら なるクローバック条項が適用されます。
- 複数年にわたる権利確定期間。執行役員への報奨の定期的な権利確定なし。シティの繰延株式報 奨は、通常、4年の期間を経て権利確定します。シティは、執行役員に対して、報奨の定期的な 権利確定を行いません。執行役員に対して現在付与されている繰延株式報奨には、業績連動型の 権利確定条件が付されており、この条件は、前年度中に特定の事業単位が税引前損失を計上した 場合に、各権利確定日における付与数を自動的に減少させるものです。

- 株式保有規則。長年運用されている株式保有規則に基づき、執行役員は通常、執行役員である限り、シティのインセンティブ報酬プログラムを通じて取得する正味株式(税引後)の最低 75% を保有していることを義務付けられています。
- 退職後株式保有要件。株式保有規則に加え、2013年1月1日付で、執行役員は、シティを退職等した結果、執行役員の職から退いた後1年間は、株式保有規則に基づく株式数の最低50%を保有し続けることを義務付けられています。この要件は、近年シティが株主の皆様からいただいていた提案に対応したものであり、執行役員と株主の皆様の利益をより一致させるものであります。
- 過去にリプライシングなし。シティは、(株主の皆様がリプライシングを承認したか否かにかかわらず)過去一度もオプションのリプライシングをしたことがありません。
- 株式支払方法の混合。現行の執行役員報酬慣行に基づき、指名された執行役員のインセンティブ報酬の繰延部分のうちの50%は、業績連動型の権利確定がなされる繰延株式で支払われ、残りの50%は、シティ普通株式の株価に連動して現金で支払われる業績連動株式ユニットで支払われます。この慣行によって、すべての指名された執行役員の繰延報酬とシティ普通株式の株価に関連性を持たせておりますが、2014年プランに基づき株式の利用をさらに制限します。

下表は、2014 年プランに基づき 2015 年中に付与された株式数およびオプション数が反映されています。この表には、2014 年プランに基づき将来付与される報奨または 2014 年プランに基づく付与のための授権株式数の増加を目的とした改定案によって受け得る給付に関する情報は含まれません。将来の報奨については、確定されていません。

新たなプランによる給付額

		オプション
氏名・主な役職	株式数	数
マイケル・コルバット、 最高経営責任者/取締役候補	68,222	0
ジョン・ガスパック、 最高財務責任者	41,526	0
スティーブン・バード、 グローバル個人金融部門最高経営責任者	44,642	0
ドン・キャラハン、 オペレーション&テクノロジー部門長	40,043	0
ジェームズ・フォリス、 シティ社長、 インスティテューショナル・クライアント・グループ最高経営責任者	77,269	0
執行役員のグループ ⁽¹⁾	538,998	0
非執行取締役のグループ	33,262	0
非執行役員従業員グループ	17,658,018	0

⁽¹⁾ 上述の指名された執行役員を含みます。

2016 年 2 月 29 日まで、指名された執行役員、その他の執行役員、従業員、(現執行役員ではない) 現取締役および/または取締役候補者、ならびに取締役、取締役候補者または執行役員の関係者を含むいかなる個人にも、2014 年プランに基づくオプションは付与されていません。2016 年 2 月 29 日 現在、2014 年プランに基づき付与されまたは付与される可能性のあるオプション、ワラントまたは権利の 5%相当を受領し、または受領する予定の者はおりません。

当社のエクイティ・プランと付与慣行に関する追加情報は、原文議決権代理行使参考書類の付属書類

B および「報酬の検討および分析」、ならびにフォーム 10-K のシティグループ 2015 年度年次報告書に含まれる財務書類の注記 7 に記載されています。

原文議決権代理行使参考書類の付属書類 B には、2014 年プランの概要および 2014 年プランの本文 が含まれています。2014 年プランの説明および本議案の詳細情報については、原文議決権代理行使 参考書類の付属書類 B の情報をご参照下さい。

取締役会の推奨

取締役会は、第4号議案において述べられたシティグループ 2014・ストック・インセンティブ・プランを改定し授権株式数を増加させる案を承認することに賛成票を投じられることを推奨します。

第5号議案:改正および書換済2011・シティグループ・

エグゼクティブ・パフォーマンス・プランの承認の件

シティは、シティが内国歳入法第 162 条(m)項の要件に基づいた米国連邦所得税の控除を行えるよう 意図されたインセンティブ報酬を一定の執行役員に提供する手段として、2011・シティグループ・エグゼクティブ・パフォーマンス・プラン(以下「エグゼクティブ・プラン」といいます。)を維持しています。エグゼクティブ・プランは、2011 年 4 月 21 日に株主の皆様にご承認いただきましたが、エグゼクティブ・プランの目標について少なくとも 5 年に 1 度株主の承認を得るものとするエグゼクティブ・プランの規定および内国歳入法の要件に従い、2016 年度年次株主総会において株主の皆様の承認をいただくため、エグゼクティブ・プランの改正および書換版を提出いたします。報酬委員会および取締役会は、2016 年度年次株主総会で株主の皆様が改正および書換済エグゼクティブ・プランを承認されることを全会一致で推奨しています。

エグゼクティブ・プランは、報酬委員会がエグゼクティブ・プランに掲げる一つ以上の指標に基づき 適格執行役員に関する年次業績評価期間および業績目標を設定することを認めています。また、エグゼクティブ・プランは、報酬委員会が消極的裁量権を行使して、インセンティブ報酬の支給額を各業 績目標の達成により付与されうる報奨の上限額から減額することを認めています。実際に、また、当 社の議決権代理行使参考書類において以前開示したとおり、エグゼクティブ・プラン上の各参加資格 者の業績目標は、毎年、シティコープの税引前利益または継続事業からの税引前利益の 0.2%に設定されてきました。また、エグゼクティブ・プランの規定に基づく最高額の各報奨も、シティコープの税引前利益の 0.2%です。報酬委員会は、毎年、一貫して消極的な裁量権を行使し、各執行役員につき報奨額の上限を下回る報奨を支給してきました。報酬委員会は、報奨を増額する権限を有していません。

報酬委員会は、改正および書換済工グゼクティブ・プランが株主の皆様に承認された場合、1 点の修正をしたうえで、この慣行を継続する予定です。エグゼクティブ・プランの規定に基づく最高額の各報奨は、(シティコープではなく)シティグループの税引前利益の 0.2%とし、報奨額の上限の決定の際にシティ・ホールディングスの業績を(除外するのではなく)含めることとします。報酬委員会は、引き続き、報奨額の上限に基づき各適格執行役員の業績目標を決定し、消極的裁量権を行使して報奨を減額する予定です。

この変更の提案は、エグゼクティブ・プランとシティの現在の事業構造を合致させるものです。シティ・ホールディングスは、シティの中核事業の中心を成していない資産で構成される事業およびポートフォリオを保有するために設立され、それにより、執行役員および投資家は、シティの中核継続事業に注力し、かつ、シティ・ホールディングスの資産の処分に重点的に取り組めるようになっています。シティ・ホールディングスは、2015 年 12 月 31 日現在、シティグループの GAAP 資産合計の 4%を占めるに過ぎないため、シティ・ホールディングスをエグゼクティブ・プランの指標に含めることで執行役員のインセンティブと将来に関するシティの現在の戦略がより合致するとシティは考えます。

以下の記載は、その全体が、原文議決権代理行使参考書類の付属書類 C の一部として含まれている改正および書換済工グゼクティブ・プランの説明および全規定に服します。

改正および書換済エグゼクティブ・プランを承認することに賛成すべき理由

エグゼクティブ・プランにより、シティは、シティの指名された執行役員に対して支払われた業績連動型報酬について連邦所得税の控除を求めることができるようになるため、株主の皆様は改正および書換済エグゼクティブ・プランを承認することに賛成すべきです。最高財務責任者以外の指名された執行役員に支払われた100万ドルを超える報酬は、株主の承認を受けたプラン(内国歳入法第162条

(m)項に適合するプラン)に基づき支払われたものである場合を除き、通常、控除を行うことができません。したがって、エグゼクティブ・プランのように第 162 条(m)項に適合するよう意図されているプランは、米国の金融サービス業界およびその他の業界の公開会社の執行役員報酬プログラムの標準的な特徴です。

改正および書換済エグゼクティブ・プランの主な特徴

改正および書換済エグゼクティブ・プランの以下の特徴により、当社の株主の皆様の利益は保護されています。

- 客観的な業績目標の一覧記載。改正および書換済エグゼクティブ・プランには、報酬委員会は各業績評価期間に関して客観的な業績目標を選択しなければならないと規定されています。業績目標は、以下の客観的な業績達成基準の一つ以上の基準に基づいており、以下の項目の絶対値もしくは相対的価値またはパーセンテージのどちらか一方またはその組み合わせで示すことができます。
 - ・収益
 - ・ 収益または生産成長率
 - ・ 純利益(税引前または税引後)
 - ・ 利益(税引前または税引後)
 - 利益
 - ・ 利息、税金または償却の全部または一部の控除前または控除後利益
 - ・ 1 株当たり利益
 - ・ 株主持分または株主持分利益率
 - ・ 資産または資産利益率
 - ・ リスク調整後資産利益率
 - ・ 資本または資本利益率
 - ・リスク資本利益率
 - ・ 純資産額または1株当たり純資産額
 - EVA モデルまたは同等基準
 - 営業利益
 - ・ 税引前または税引後利益
 - ・ 経費またはリエンジニアリング・セービング
 - ・マージン
 - ・ キャッシュ・フローまたは 1 株当たりキャッシュ・フロー
 - 株価
 - · 株主総利益率
 - ・ 市場占有率
 - 債務削減
 - ・ 規制関連の実績

業績目標は、シティ、シティの関連会社、もしくはシティの支店、部門、事業単位もしくはその他の部分の業績、および/またはかかる業績と競合他社グループの業績との比較、以前の業績評価期間もしくは報酬委員会が業績目標の設定時に選択もしくは規定したその他の基準に基づくものです。

- **報奨額の上限。**改正および書換済エグゼクティブ・プランでは、各執行役員が受け得る年間給付にシティグループの税引前利益の 0.2%という制限を設けています。
- 消極的裁量権の行使。エグゼクティブ・プランの開始から直近の5年間の毎年、報酬委員会は、 消極的裁量権を行使し、当該年のエグゼクティブ・プランに基づき許容される報奨額の上限を下回る金額の報奨を各執行役員に支給してきました。
- **クローバック。**改正および書換済エグゼクティブ・プランに基づく報奨は、原文議決権代理行使 参考書類の 73 ページに記載されるシティ・クローバックに服するものでなくてはなりません。

下表は、エグゼクティブ・プランに基づき 2015 年度の業績に対して 2016 年 2 月 16 日に付与された 報奨が反映されています。この表には、最高レベルの業績が達成されたと仮定した場合の報奨額の上限レベルでの業績連動株式ユニット報奨が含まれています。将来の報奨については確定されていないため、この表には、改正および書換済エグゼクティブ・プランに基づき将来付与される報奨に関する情報は含まれません。この表に記載される金額は、シティの 2015 年度業績目標の達成により付与される報奨額の上限を下回っています。2015 年度の業績に関して各適格執行役員に対して支給可能であった報奨額の上限は 4,550 万ドルでした。

新たなプランによる給付額

2015 年度プラン報奨 (最高レベルの業績連動

氏名・主な役職	株式ユニットを含む。)	
マイケル・コルバット、	¢ 47.250.000	
最高経営責任者/取締役候補	\$ 17,250,000	
ジョン・ガスパック、	\$ 9.775.000	
最高財務責任者	\$ 9,775,000	
スティーブン・バード、	\$ 9.199.687	
グローバル個人金融部門最高経営責任者	\$ 9,199,687	
ドン・キャラハン、	\$ 7.820.000	
オペレーション&テクノロジー部門長	\$ 7,820,000	
ジェームズ・フォリス、		
シティ社長、	\$ 17,828,781	
インスティテューショナル・クライアント・グループ最高経営責任者		
執行役員のグループ ⁽¹⁾	\$111,302,535	
非執行取締役のグループ	\$ 0	
非執行役員従業員グループ	\$ 0	

⁽¹⁾ 上述の指名された執行役員を含みます。

原文議決権代理行使参考書類の付属書類 C には、改正および書換済工グゼクティブ・プランの概要および工グゼクティブ・プランの本文が含まれています。エグゼクティブ・プランの説明および本議案の詳細情報については、原文議決権代理行使参考書類の付属書類 C の情報をご参照下さい。

取締役会の推奨

取締役会は、第5号議案において述べられた改正および書換済2011・シティグループ・エグゼクティブ・パフォーマンス・プランを承認することに賛成票を投じられることを推奨します。

株主提案

当社は、株主との対話、発行体/投資家のワーキング・グループへの参加、すべての株主にとり最善と 考えられる方針・戦略の採用を通じて、株主が表明した懸念に対応すべく全力を尽くしています。2016 年、透明性を高めるため、当社のウェブサイトに当社の重要な取引および事業提携の掲載を開始しまし た。2015年には、当社は株主提案に対応して、当該提案はその後撤回されましたが、業務慣行委員会の 規約を改定しました。さらに、2015 年、プロキシー・アクセス (proxy access) (すなわち、株主が当 社の議決権代理行使参考書類に取締役候補者を記載させることができる権利)を採用するため、当社の 付属定款を変更しました。また、2013年には人事・報酬委員会が株主提案に対応して当社の報酬慣行を 一部改定しました。すなわち、人事・報酬委員会は、支配権の変更があった場合に株式報奨の確定を繰 上げない慣行を正式決定するとともに、執行役員が当社の執行役員でなくなった場合に、退任後もそれ まで株式保有規則の対象であった株式の 50%の保有を義務付ける保有期間を設けました。当社は、何年 もかけて、男女間の賃金平等、新規制(ドッド・フランク法、クレジットカード)、デリバティブ、リ スク管理、監査法人の交代、および業界団体に係る支払に対する当社の対応等の問題に関して、その議 案提案者およびその他の関係当事者の何名かと会合してきました。当社は、株主が経営陣および取締役 会とコミュニケーションを図ることを奨励しています。経営陣、取締役会、または個別の取締役とのコ ミュニケーションをご希望の株主は、原文議決権代理行使参考書類の 24 ページに記載されているとおり、 ご要望をコーポレート・セクレタリー宛にお送りください。

第6号議案

トリリウム・インベストメンツ(住所:郵便番号 02111 マサチューセッツ州ボストン、サウス・ストリート 60 番地、1100 号室、c/o ルイーズ・ライス)は、年次株主総会で審議されるべき議案として下記の議案を提出しました。

米国における女性正規従業員の収入の中央値は、同じ立場の男性の収入の中央値の 78%に相当すると報告されています。この格差は過去 10 年間にわたって概ね横ばいでした。

金融サービス業界は、他の経済分野と比較して、性別による賃金格差が最も大きい業界の一つであることが日常的に確認されています。金融サービス業界の従業員の3分の1近くが女性であるのにもかかわらず、女性は、男性社員と比較すると概して低所得です。

性別による賃金格差が継続していることは、主要な金融サービス会社において数多くの訴訟が提起されていることから明らかです。モルガン・スタンレー、ウェルズ・ファーゴ、バンク・オブ・アメリカ、そしてシティグループでさえも性差別に関する訴訟(3,200 万ドル〜4,600 万ドル、全て解決済)を提起されています。これらの訴訟は、会社にとっても株主にとっても負担となります。男女の賃金について社内で公式に議論し、調査を行うことにより、シティグループは、性差に関する偏見を有しているとされる問題およびそれに続く多額の費用負担をもたらす可能性のある訴訟というリスクを減らすことができます。

多くの証拠が多様性が業績の向上につながることを示唆しています。コンサルティング会社のマッキンゼー・アンド・カンパニーは、多様性に富む経営チームを有する会社は、多様性の低い経営チームを有する会社と比較して高い株式利益率および収益を達成したことを確認しています。カスティーリャ・ラ・マンチャ大学による 2014 年 5 月の研究は、性別の多様性に富むチームが「抜本的なイノベーション」の推進を得意とすることを確認しました。性別の多様性への取組みにおいて、女性を管理職に昇進させることは重要ですが、女性に対し、同じ立場の男性と比較して公正な報酬を与えることもまた重要な点です。

昨年、プライスウォーターハウスクーパースは自社の英国における性別による賃金格差を自主的に公表しました。その分析結果は、その 15.1%の賃金格差の大部分は上級職に女性がいないことを反映していることを示すものでした。その結果を受けて、プライスウォーターハウスクーパースは会社が公正な昇格を行っているかという点に注目しました。2013 年において、パートナーのすぐ下の等級の30%が女性でしたが、パートナーに昇進した社員のうち女性は16%にすぎませんでした。

また、企業は賃金格差に関連する規制リスクに直面するおそれがあります。企業レベルでの透明性を向上させ、同一賃金への違反に対する制裁を強化するため、2014 年賃金公正法が連邦議会に提出されています。オバマ大統領は、連邦政府と取引を行う企業に対し、性別および人種毎の賃金データを労働省に報告することを義務付ける大統領決定(executive action)に署名しました。

性別による賃金格差を縮小することにより莫大な費用を削減できる可能性があります。現在、大企業の約20%は、給与に関する分析を行う方がより費用がかからず、潜在的により効果的であるのにもかかわらず、従業員が無意識の偏見に気がつくように教育を行い、意図的ではない差別を撲滅しようと巨額の資金をつぎ込んでいます。賃金に関する秘密性を下げることにより、従業員の忠誠心が高まり、離職者率が下がることが証拠により示されています。さらに、シティグループは、性別にかかわらず公正な報酬を与えられることを理解している従業員の雇用において競争上の優位を享受することができます。

議案:株主は、シティグループに対し、2016 年 9 月までに、機密情報を削除し、合理的な費用で作成した、シティグループには性別による賃金格差が存在しないことを証明する報告書を作成することを要請しています。

経営陣の意見

要約

男女平等はシティにとって非常に重要であり、当社の多様性および一体性に係る戦略において主に着目している領域です。シティは、多様性が受け入れられ、当社の従業員の相違が尊重かつ評価される職場環境を推進しています。長年にわたり、我々は、当社の全ての階層において多様性を奨励してきました。我々は、より優れた実績を培うための多様性および一体性に係る当社の活動を、継続的に評価し向上させるために、シティ全体の取締役会との年次会議等の場においても当社における進捗を検証し、また、60 社を調査対象とする「マッキンゼー 2015 年 職場における女性に関する調査」等のベンチマーク調査にも参加しています。一年を通して様々な場所で開催される上級管理職の女性との会議(当社の女性取締役会メンバーによって主宰されています。)は、当社の従業員の経験をよりよく理解する目的でシティの取締役会が行っている取組みの一つです。

検討すべき重要事項

- 当社が年次ベースで発行する「シティの多様性に関する年次報告書」において開示される情報は、 当社の従業員の統計的データに関する詳細な情報を含んでおり、また、当社の多様性および一体性に係る包括的な取組みに関する追加的な情報を提供しています。「多様性に関する年次報告書」は、本提案において要請されている分析よりも株主にとって有意義な情報を提供しています。 最新および過去の当該年次報告書の写しならびにシティの多様性に係るイニシアチブに関するさらなる情報については、当社のウェブサイト(http://www.citigroup.com/citi/diversity/)をご参照ください。
- シティが発行した「報酬指針」は、当社の報酬プログラムの目的は提案者が言及しているリスクに対処するために設計されていることを示しています。当該指針は、当社のウェブサイト(http://www.citigroup.com/citi/investor/corporate_governance.html)においてご確認ください。当社の報酬プログラムを通して、当社が目指すのは次の事項です。
 - シティを成功に導く最も優秀な人物を惹きつけ、確保すること。
 - ・ 報酬に係るプログラム、ストラクチャーおよび決定を株主およびその他のステークホルダー の利益と一致させること。
 - ・ 最高の倫理基準に基づく企業文化を促進すること。
 - ・ 慎重な意思決定を促すことにより、シティにとってのリスクを管理すること。
 - ・ 報酬プログラムに規制指針を反映させること。
- シティが開発したイニシアチブの一つに CEO スコアカードがあります。CEO スコアカードは、500 を超えるシニア・マネージャーに適用され、当社がいかに当社の取締役およびそれ以上の階層における上級職への昇格を行うかという点において多様性という基準も含まれています。当社は、四半期毎に、いくつの昇格の機会があったか、複数の候補者が検討されたかどうか、ならびに女性であったかどうかおよび米国においては、人種的/民族的マイノリティーが候補者に含まれていたかどうかを追跡調査します。2013 年に当社がこの活動を開始して以来、多様性を有する候補者名簿の割合は大幅に上昇しており、2013 年には当該昇格機会のうち 58%でしたが、2014年には70%に達しました。
- 2016 年から、当社は、現在はいくつかの事業ラインで実施されている、多様性を有するインタビュー・パネルの設置活動を、全てのシニア・マネージャーの役職に適用されるように拡大しているところです。多様性を有するインタビュー・パネルは、多様なメンバー(世界的には女性、米国においては人種的/民族的マイノリティー)を含む個人により構成されるグループで、上級レベルの役職に選任すべきどうかインタビューを行い、確認する際において、様々な視点を涵養

し、潜在的な偏見を減らすために設計されています。当社は、多様性を有するインタビュー・パネルの設置というシティ全体で共通のアプローチを推進することにより、当社の候補者選定能力をより確かなものとし、当社の多様性に係る実績を増進することになると期待しています。

- 当社は、採用および選抜に焦点を合わせると共に、「シティ・ウィメン」を通して、2 つのリーダーシップ・プログラムも提供しています。当社の女性向けリーダーシップ研修プログラムは、UCLA アンダーソン・スクール・オブ・マネジメントにより運営され、優良な成績の女性取締役のために企画されています。当社の「シティを率いる女性」プログラムは、各女性参加者とシニア・エグゼクティブのスポンサーを結びつけ、スポンサーは、女性参加者の職業上のネットワークを拡げ、女性参加者の成長プランに関して助言を与えることにより、女性参加者のキャリア目標を支援する役割を果たします。これまで 800 名を超える女性がかかる共同プログラムに参加しました。「シティの多様性」に係る取組みについてのさらなる情報は「多様性に関する年次報告書」(http://www.citigroup.com/citi/about/data/corp_citizenship/diversity_2014_english.pdf)に記載されています。
- シティは、引き続き、「30 パーセント・クラブ 米国支部」に積極的に関与しています。30 パーセント・クラブは、自身の組織の全階層において男女数の均衡を高めることを表明している、マイケル・コルバットを含むビジネス・リーダーにより構成されるグループです。さらに、シティは、最近において 2 名の女性を当社の取締役会に加えました。その結果、16 名の取締役のうち女性取締役の数は計5名(31%)に引き上げられました。

当社は引き続き、職場における多様性を促進するための継続的な取組みに尽力しており、多様性に富む会社の創造および当社の従業員に対する成績に基づく報酬の付与において目覚ましい進歩を遂げつつあると確信しています。本議案は、費用および時間がかかることが予想される報告書の作成を求めるものであり、当社が当該領域において行っている数多くの取組みに鑑み、当該報告書の作成は株主に有意義な追加的情報を提供するものではないと考えます。そのため、取締役会は、本議案は一体的な文化に対する当社の既存の方針を向上させるものでも、職場における多様性を支持する当社の目標および取組みを有意義に発展させるものでもないと思料します。したがって、シティの取締役会は、第6号議案に反対票を投じられることを推奨します。

第7号議案

CtW インベストメント・グループ(住所:郵便番号 20036 ワシントン D.C.、N.W.、L ストリート 1900番地、900号室)は、年次株主総会で審議されるべき議案として下記の議案を提出しました。

我々は、シティグループのロビー活動がその目標と一致しているのかどうか、また、株主の最善の利益に適うものであるのかを評価するため、シティグループの直接的および間接的なロビー活動、ならびにかかるロビー活動への支出に関する完全な開示が大切であると考えています。

議案:シティグループの株主は、下記の事項を開示した報告書を年に 1 度更新して提供するよう、ここに要請します。

- 1. (直接的および間接的な)ロビー活動や草の根ロビー活動におけるコミュニケーションについて 規定する会社の方針や手順
- 2. (a) 直接的および間接的なロビー活動、ならびに(b) 草の根ロビー活動におけるコミュニケーションのそれぞれにシティグループが行った支払(いずれの場合も支払金額と受領者名を含みます。)
- 3. 上記第 2 項に記載した支払に関する、経営陣および取締役会による意思決定プロセスと監督体制 の記載

本議案において、「草の根口ビー活動におけるコミュニケーション」とは、一般大衆に向けたコミュニケーションで、(a) 特定の法律や規制に言及し、(b) 法律や規制に関する意見が反映されたもので、かつ(c) コミュニケーションの受け手が法律や規制に関して行動をとることを奨励するものを意味します。また「間接的な口ビー活動」とは、シティグループが構成員となっている業界団体やその他の組織が従事しているロビー活動を意味します。

「直接的および間接的なロビー活動」と「草の根ロビー活動におけるコミュニケーション」はともに、 地方、州および連邦レベルでの取組みを含むものです。

この報告書は、監査委員会またはその他の関連する監督委員会に提出され、シティグループのウェブサイトに掲載されるものとします。

補足説明

我々は、シティグループの株主として、法律や規制に直接的および間接的に影響する企業支出の透明性と説明責任を奨励します。シティグループは、2013 年および 2014 年に、1,101 万ドルを連邦政府に対するロビー活動に支出しました(opensecrets.org をご参照ください。)。この数字には、州の法案に影響するロビー活動へのシティグループの支出は含まれていません。シティグループは、各州においてもロビー活動を行っていますが、その開示状況は一様ではなく、全く開示を行っていない州もあります。例えば、シティグループは、2013 年および 2014 年に、カリフォルニア州において744,000 ドルをロビー活動に支出しました(http://cal-access.ss.ca.gov/をご参照下さい。)。デリバティブに関するシティグループのロビー活動は、メディアの注目を集めました(『U.S. Banks Moved Billions in Trades beyond CFTC's Reach』ロイター、2015 年 8 月 21 日)。

シティグループは米国商工会議所の会員であり、同商工会議所は 2014 年のロビー活動に 1 億 2,400 万ドル以上を費やしました。また、シティグループは、ビジネス・ラウンドテーブル(Business Roundtable)、ファイナンシャル・サービス・ラウンドテーブル(Financial Services Roundtable)および証券業・金融市場協会(Securities Industry and Financial Markets Association)のメンバーであり、これらの団体は 2014 年のロビー活動に全体で 2,740 万ドルを費やしました。シティグループは、業界団体への支払が政治献金に使用されることを禁止していますが、ロビー活動に向けられる支

払はこの禁止の対象になっていません。このため、業界団体は一般に政治献金よりもはるかに多くの金額をロビー活動に費やすことから、情報開示に深刻な相違が生じています。シティグループは、業界団体への加入や支払、およびそのうち、ロビー活動に向けられた金額をウェブサイトにおいて開示していません。

説明責任および開示の制度がなければ、会社の資産が会社にリスクをもたらす目的に使用される可能性があります。例えば、シティグループは、気候変動に取り組むために 1,000 億ドルの環境関連の融資目標を掲げていますが、米国商工会議所は、気候変動に取り組むための環境保護庁(EPA)の新たなクリーン電力計画(Clean Power Plan)を厳しく非難しています(『Move to Fight Obama's Climate Plan Started Early』ニューヨーク・タイムズ、2015 年 8 月 3 日)。

経営陣の意見

要約

シティには、シティのロビー活動や政治献金に関する報告についての包括的なシステムがあります。シティは、ロビー活動に積極的に関与している 30 以上の州で、また連邦レベルで、法規制に基づきロビー活動を開示しています。シティは、ウェブサイト上でこの情報へのアクセスを提供しています。また、株主は、シティがロビー活動への取組みを通じて支援する問題や後援会を調べるために、ロビー活動開示法(Lobbying Disclosure Act)に基づくシティの届出書類を閲覧することができます。シティはまた、シティの政治行動委員会(PAC)が行った政治献金を毎年ウェブサイトで公表しています。最後に、シティは、関与している重要な業界団体および事業団体の名称の一覧を作成しています。本株主提案は、実施することになれば、実質的に重複を免れず、技術的にも困難です。

検討すべき重要事項

- シティでは、ロビー活動および政治活動について透明性および監督を促進するための措置を既に 導入しております。
 - ▶ 第一に、シティの規約の定めに従い、シティの取締役会の指名・統治・広報委員会は、当社の政治献金、業界団体活動およびロビー活動の戦略の監督を行っています。
 - 第二に、シティのウェブサイト上に、そのロビー活動の報告が行われている州政府のウェブサイトへのリンクを掲載しています。
 - 第三に、シティは、ロビー活動開示法により義務づけられる報告に基づき、直接的にまたは 業界団体を通じて支払ったすべての米国連邦政府に対するロビー活動の費用および当社がロ ビー活動に取り組んだ問題を四半期毎に開示しています。
 - 第四に、シティは、そのすべての企業政治献金およびシティの政治行動委員会(PAC)による献金の一覧を毎年更新してウェブサイトに掲載しています(www.citigroup.comにアクセスし、「当社について(About Us)」をクリックした後、「コーポレート・ガバナンス(Corporate Governance)」をクリックして下さい。)。
 - 第五に、透明性を高めるために、シティは、その重要な業界団体および事業団体の名称を ウェブサイトに掲載しています。
 - > シティの政治活動に関する声明書(www.citigroup.com でご覧いただけます。)において、上記の情報に加えて、下記の事項に関する重要な情報開示が行われています。
 - 草の根ロビー活動を含むシティのロビー活動の方針と手続 当社は、そのいかなる草の根ロビー活動への取組みも開示することを確約します。
 - 業界団体および事業団体への参加
 - モデル法案を作成・支援する非課税団体の会員権

- ロビー活動および政治献金に対する取締役会の監督
- シティは、独立的支出を行う後援会に対して直接的または間接的に支払を行うことはなく、かかる支払を防止するための手続を導入しております。
 - ➤ 第一に、シティの方針では、独立的支出に対する献金等を禁止しており、このことは、シティがかかる支払を直接行うことができないことを意味します。「独立的支出」とは、政治家候補またはその後援会以外の組織による、その政治家候補を支持する(またはその対立候補を批判する)支出を意味し、通常、特別政治活動委員会(SuperPAC)によって行われます。
 - 第二に、シティは、特別政治活動委員会(SuperPAC)の間接的な資金調達を防止するために、シティがその会費を支払う前に、業界団体または事業団体が、シティの事業体が提供する資金(会費等、その形態を問いません。)が独立的支出に一切使用されないことを確保するプロセスを当該団体が有していることを証明することを求めています。
- シティは、自らのためにロビー活動を行っており、シティに影響を与える可能性のある政治的事項や法案に関する慎重な検討に基づいてどの問題についてロビー活動を行うかを決定しています。シティのロビー活動への取組みは、必然的に、シティが支持する問題や立場に重点が置かれています。業界団体や事業団体は金融業界のためにロビー活動を行う可能性がありますが、この「間接的な」ロビー活動は必ずしもシティの立場を表すものではありません。かかるロビー活動への取組みがシティの意思決定の結果であるとする考えは、株主の皆様の誤解を招くおそれがあります。
- 株主提案により要求された報告は、重複を招き、当社の資源の有効な利用とはならないと考えられます。
 - シティの政治献金に関する開示、ウェブサイト上に掲載された州政府に対するロビー活動の開示へのリンク、ロビー活動開示法に基づく連邦政府に対するロビー活動の開示および政治活動に関する声明書の開示を含むシティの現在の情報公開により、株主提案により要求されたような内容の詳細な情報を実質的に株主に提供しております。
 - シティはまた、ロビー活動や政治献金に関し、シティの社内監査チームによる監査に加え、 規制当局による定時監査にも合格しております。さらに、シティは欧州連合の自発的なロ ビー活動の開示登録にも参加しております。

シティは既に政治献金やロビー活動に関する詳細な開示を実践し、政治献金およびロビー活動に関する支出について開示を行い、また政治活動やロビー活動にかかる方針や手続を概説する政治活動に関する声明を行っているため、株主提案により要求されたこれ以上の情報開示が株主にとって有益であるであるとは考えておりません。また、外部業界団体による間接的なロビー活動を開示したとしても、シティのロビー活動や政治活動への取り組み方を知る有益なまたは明確な機会を株主に提供することにはならないと考えます。よって、株主提案により要求された情報開示はシティの資源や経営陣の時間の有効利用とはならず、また、株主に対してさらに意義のある情報開示を追加することにもならないと考えます。したがって取締役会は、第7号議案に反対票を投じられることを推奨します。

第8号議案

バレット・コリンズ・ネイラー氏(住所:郵便番号 20003 ワシントン D.C.、S.E.、ペンシルバニア・アベニュー215 番地)は、年次株主総会で審議されるべき議案として下記の議案を提出しました。 議案:シティグループ・コーポレーションの株主は、以下を強く要求します。

- 1. 取締役会は、すべての非中核銀行事業セグメントを売却することが株主価値を向上させるかを 検討する独立取締役のみで構成される委員会(以下「株主価値委員会」といいます。)を設置 すること
- 2. 株主価値委員会は、2016 年度次株主総会の開催後 300 日以内に、株主に分析を公表すること (但し、機密情報は公表されなくてもよい。)
- 3. 評価を行うにあたり、株主価値委員会は、自己の裁量で必要または適任と判断する独立法的顧問、投資銀行アドバイザーその他第三者の顧問を合理的な費用で利用すること

本議案において、「非中核銀行業務」とは、当社がシティバンク・エヌ・エイ(FDIC 証書書 7213 号を保有します。)とみなす関連会社以外の関連会社によって行われる業務をいいます。

補足説明

2008 年に始まった金融危機は、シティグループのように大規模で相互に連関している金融機関の慣行の潜在的に重要な弱点を浮き彫りにしました。金融危機以降、シティの株価は、2007 年 4 月 30 日の 544 ドルから 2009 年 2 月までに 50 ドル未満に下落しました。その株価は、この 6 年間同じ水準(危機前から 90%下落した水準)を維持しています。シティの負債控除後資産の価値は 2,200 億ドルで、株式市場価格は 1 億 6,200 万ドルです。会計上、シティは清算した方が価値があるといえます。

かかる危機は、シティグループのような「大きすぎて潰せない(too big to fail)」機関をどのように規制するか、またグラス・スティーガル法により以前は禁止されていた、金融機関が伝統的銀行業および投資銀行活動の両方を行うことを許可することが理に適っているか、という疑問を投げかけました。

米国議会は、2010年に、ドッド=フランク法によりこれらの懸念への対処を図り、金融機関に対する規制が改革されました。

我々は、現行の法律では、新たな金融危機を回避するには十分ではないと懸念しています。我々の懸念は、さらに、シティグループのようなメガバンクが単に「大きすぎて潰せない(too big to fail)」だけでなく、シティの事業セグメント全体に拡大する可能性のあるリスクを含むような「大きすぎて経営できない(too big to manage)」ものでもあるということです。不正により株主が支払うことになった 70 億ドルを超える制裁金は、経営に不備があることを示唆しています。多くの小規模な銀行の方がはるかによい投資先であることが証明されています。2008 年の危機の時と全く同じように、株主は、シティにおける次の危機で損失を被ることになるでしょう。

シティグループの創業者であるジョン・リード氏およびサンフォード・ワイル氏も大規模な銀行を分割することに賛成しています。

したがって、我々は、取締役会が会社を 2 つ以上の企業(1 つが基本事業および FDIC 保証預金債務 での消費者向け貸付を行い、もう 1 つが引受、トレーディングおよびマーケット・メーキングといった投資銀行業務に焦点を当てた事業を行うよう)に分割させる選択肢を検討することを推奨します。

我々は、そのような分割により、預金者、株主および納税者等に損害を与える新たな金融危機のリスクが減少すると考えます。さらに、シティの主要事業セグメントの異なるリスク水準を考慮すると、 事業売却により投資家はより多くの選択肢を与えられ、投資リスクをより管理できるようになります。

経営陣の意見

要約

シティの取締役会は、株主に対する信認義務の一環として、経営陣と共に、当社の戦略およびその遂行について正式な年次審査を行っています。3日間に及ぶセッションで経営陣と取締役会は、当社の代替の戦略的選択肢を検討します。過去数年にわたり、取締役会は、当社が選択した戦略が株主のために最善の長期的な成果を最も生み出しそうな戦略であるかを判断する手助けとして、複数の対象分野の専門家を雇っています。最新の審査に従い、経営環境の変化も勘案すると、取締役会は、現行の経営陣が遂行している現在の戦略が最善の長期的な結果を生み出すと確信しています。

検討すべき重要事項

- シティ・ホールティングスの資産の大幅な削減が証明しているように、経営陣および取締役会が 株主の利益の増進のために進んで困難な課題を引き受けていることに疑念を抱くべきではありま せん。当初は解散したシティ・ホールディングス監督委員会の監督のもと、現在ではシティバン ク・エヌ・エイの取締役会の指揮のもとで、当社は、シティ・ホールディングスの事業および資 産を経済的に合理的な方法により、実行可能な限り早急に処分しました。この広範に亘るプロセ スを通して、当社は、シティ・ホールディングスの資産を 2008 年第 4 四半期の 6,190 億ドル (当社の総 GAAP 資産の約 32%) から 2015 年第 4 四半期には 740 億ドル(当社の総 GAAP 資 産の約 4%)にまで削減しました。シティ・ホールディングスの資産の大規模な削減は、60 件を 超える M&A 取引、ポートフォリオの売却、ポートフォリオの払戻しおよび返済によって成し遂 げられたものです。当社の最高経営責任者が適切に述べているように、シティ・ホールディング スの段階的な縮小は、「これまでに〔銀行〕業界で実施された最も重要な変革の一つです。」
- シティは、既に戦略および事業売却に係る詳細な開示を、公的届出事項の中および投資家との協議において提供しています。本議案で要求されているように当社の事業情報および計画を公表することは、当社の重要な財産的価値を有する情報を引き渡すことになります。このような開示を行うことは、シティの事業について競合他社の知見を増強し、当社の株主に大きな損害をもたらす可能性が高いと考えられます。

シティおよび取締役会は、株主価値を最大化するように戦略的代替を定期的に見直しています。経営陣は、取締役会の監督のもと、非生産的資産の売却を継続し、中核事業の効率を高めてきました。本議案が特定する主な懸念は既に対処が図られており、本議案が想定する具体的なプロセスは重複するものであり、当社を競争上不利な立場に置くような非常に機密性の高い情報を公表することになるため、取締役会は、第8号議案に反対票を投じられることを推奨します。

第9号議案

ジョン・シェヴェデン氏(住所:郵便番号 90278 カリフォルニア州レドンドビーチ、ネルソン・アベニュー2215 番地、205 号室)は、年次株主総会で審議されるべき議案として下記の議案を提出しました。

第9号議案-クローバック改定

議案:シティグループ・インクの株主は、ジェネラル・クローバック・ポリシーの改定を取締役会に強く要請します。すなわち、法令違反に伴う制裁金について、そのような制裁金の支払に充てるため、個々の役員につき確定した責任にかかわらず、執行役員の年次報酬総額(これは取締役会で確認されるものです。)の相当部分から、取締役会の裁量によりその一部または全部の支払を繰り延べまたは没収とすること、これにより繰り延べられた年次報酬は、かかる制裁金が課されないまま 10 年経過するまでは執行役員に払われないこと、かかる没収金や関連する事情は株主に報告すべきこと、を内容とする改定を要求します。かかる改定は、将来にむけて適用され、いかなる契約、報酬規定または法令にも違反しない方法により実施されるべきものとします。

2014 年 7 月 14 日、司法省は「2009 年 1 月 1 日より前の住宅ローン担保証券(RMBS)の発行に係るシティグループ・インクに対する民事請求を解決するため、シティグループ・インクと 70 億ドルの和解に達した旨発表しました。当該和解金には、主に金融機関改革再建強化法(FIRREA 法)に基づく民事制裁金としては過去最高額となる 40 億ドル民事制裁金が含まれています。シティグループは一般に対する深刻な不当表示を認めました。」この制裁金に係る負担は、当該不法行為に責任のないシティの株主が負う結果となりましたが、これらの不法行為に実際に関与したシティの従業員はこの制裁金の支払につき何ら支出せず、むしろボーナスを受け取っていることは間違いありません。

2014 年、シティはクローバック・ポリシーを見直しました。これにより、法令違反を犯した従業員のインセンティブ報酬を回収することに加えて、報酬委員会が、「かかる法令違反に関与した者を監督できなかった従業員の報奨を取り消すことができる」ようになりました。

この見直しは歓迎すべきものです。この見直しは、報酬が法令違反抑止の適切な手段として機能するものであり、単に法令違反が確定した者にとどまらず、より広い範囲の者においてもかかる規制が及ぶべきであるという考えに取締役会が賛同したことを意味します。私たちが提案するさらなる見直しが、法の遵守をグループの重要事項とすることによりシティのポリシーの強化の一助となると信じています。

ニューヨーク連邦準備銀行総裁のウィリアム・ダドリーは、彼が「保証金制度」と呼ぶものの有効性について次のように概要を述べています。「巨額の罰金が課されたような事案では、上級経営陣は、従業員から保証金を没収します。個々人が繰り延べられたデット報酬を取得することができるかは、彼ら自身の行為のみならず、その同僚の行為にもよります。この制度は、個々人が同僚の行動を監視する強いインセンティブとなるため、いかなる問題においても注意が向けられることとなります。重要なことは、従業員個人が問題を避けるために、会社を辞める(opt out)ことが意味を持たない点です。仮にある者が、何かが不適当であることを認識し、会社を辞めることを決めたとしても、繰り延べられたデット報酬は没収されるおそれがあることに変わりありません。」

FIRREA法の下での出訴期間は10年であることから、支払延期期間は10年にすべきです。

株主の利益を守るため、第9号議案 - クローバック改定に賛成票を投じてください。

経営陣の意見

要約

当社の現在のクローバック・ポリシーは、議案提案者が求める目的を踏まえたものであり、実際、議案提案者の求める変更点よりも広い範囲について対処しています。たとえば、議案提案者は「法令違反に伴う制裁金」に対してのみクローバック(報酬の回収)が発生することとしていますが、当社の現在のクローバック・ポリシーは、クローバックに「制裁金」であることや「法令違反」であることを必須要件として求めていません。現在のポリシーでは、当社の営業活動に損害を与え、または法的制裁を受けた、もしくは受け得るような著しく軽率な判断をした事例において、クローバックが発生することとしています。その上で、報酬の支払を、制裁金が課されなくなってから少なくとも 10 年経過するまで延期することや、執行役員の有責性にかかわりなく報酬を没収することを認めることは、現在かかる条項が同業他社には見受けられず、法や規制においてもかかる取扱いが求められておらず、シティグループで従業することが、われわれの業界内および業界外いずれの他の機関と比べて著しく魅力を失うであろうことを踏まえると、優秀な執行役員を引きつけ、つなぎ止める当社の能力を著しく阻害することになります。優秀な執行役員を引きつけ、つなぎ止める当社の能力を著しく阻害することは、当社の長期経営目的や株主利益にとって有害なものとなるでしょう。

検討すべき重要事項

- 当社のジェネラル・クローバック・ポリシーの条項では、従業員が以下の行為をした場合、当社の人事・報酬委員会(以下「委員会」といいます。)の決定により、繰延現金報奨や業績連動株式ユニット報奨の権利未確定部分が取り消されることとしています。
 - ▶ 違法行為を構成する行為に関わった場合や、当社の営業活動に損害を与え、または法的制裁 (正式に下されたか否かを問いません。)を受けた、もしくは受け得るような著しく軽率な 判断をした場合
 - 当社の違法行為の報告に関するポリシーに違反する行為に関与した者に対する監督監視を 怠った場合、またはそのような行為を適切に報告しなかった場合、または当社の事業活動に 損害を与えるような著しく軽率な判断を行った場合
 - 法的制裁(正式に下されたか否かを問いません。)を受けた、もしくは受け得るような行為に関与した者に対する監督監視を怠った場合またはそのような行為を適切に報告しなかった場合
- さらに、当社の繰延インセンティブ報酬は、すべて「シティ・クローバック」の対象とされています。すなわち、委員会により、従業員が著しく不正確な公開済の財務書類に基づき報奨を受け取ったと判断されたとき、公開済の財務書類の作成の際に著しく不正確な情報の提供に故意に関与したと判断されたとき、上級経営陣および/もしくはリスク管理者によって設定もしくは修正されたリスク制限に著しく違反したと判断されたとき、または重大な不法行為に関与したと判断されたときは、権利未確定の報奨が没収または取り消されることとされています。
- 当社のクローバック・ポリシーは、他のポリシーによって支えられています。例えば、執行役員である限り、インセンティブ報酬として付与されたエクイティ(現金配当以外とし、税金および権利行使の支払のために必要とされる金額を除きます。)の少なくとも 75%を保有し続けること、および執行役員を終えた後 1 年間は株式保有規則に従ってかかるエクイティの 50%を保有し続けることを執行役員に求める株式保有規則です。加えて、当社の反ヘッジング・ポリシーは、執行役員に対し、当社の普通株式や他の有価証券に関するヘッジ取引をしてはならない旨定めています。当社のクローバック・ポリシーは、これらの相互に関連づけられた一連のポリシーの一つです。当社は、この一連のポリシーを通じて、役員に、長期的な株主利益に重点的に取り組むことを促し、また著しい損害を当社にもたらすおそれのある行き過ぎたリスクテイクを思いとど

まらせることになると確信しています。

• 執行役員に与えられた報酬の支払を「制裁金が課されないまま少なくとも 10 年経過するまで」 延期することを要求した議案とは異なりますが、現在のインセンティブ報酬制度における繰延期 間は、その割当と支払が3年から4年にわたって行われることとなっております。これは同業他 社のプラクティスに引けを取らず、かつ規制上のガイドラインに従ったものです。また、かかる 株主の議案は、実務では機能しないと思われます。仮に、議案のなかで使われている「制裁金」 という言葉が、その重大性に関係なく当社に対するあらゆる制裁金を意味するのであれば、執行 役員は、そのような制裁を課されたことへの有責性にかかわりなく、繰り延べられた報酬を受け 取ることができなくなり、結局、報酬の付与が決定された日から実際に支払われるまで少なくと も 10 年間は待たなければならなくなります。このような議案の採択は、優秀な執行役員を引き つけ、つなぎ止める当社の能力を阻害するため、当社の長期経営目的や株主利益にとって有害なものとなります。

当社の現行のクローバック・ポリシーおよびそれに付随するポリシーは、議案と同じ目的のために機能するものであり、議案に含まれるものより幅広く潜在的な従業員の不正行為をカバーするものである上、議案で要求されている変更案よりも現行規制および市況に適合していること、ならびに議案にて提案された繰延期間は、優秀な執行役員を引きつけ、つなぎ止める当社の能力を阻害するため、当社を競争上著しく不利な立場に置かせてしまうことから、取締役会は、第9号議案に反対票を投じられることを推奨します。

第 10 号議案

AFL-CIO リザーブファンド(住所:郵便番号 20006 ワシントン D.C.、N.W.、16 番通り、815 番地)は、年次株主総会で審議されるべき議案として下記の議案を提出しました。

議案:シティグループ(以下「当社」といいます。)の株主は、取締役会に対し、官職に従事するために自主退職した上級執行役員へのエクイティベース報奨(以下「官職ゴールデンパラシュート」といいます。)の付与を禁じる規定の採択を要請します。

本議案において、「エクイティベース報奨」は、株式インセンティブ・プランのもとで付与されるストック・オプション、制限株式その他の株式報奨を含みます。「官職」は、米国のあらゆる連邦、州もしくは地方の政府、超国家的もしくは国際的な機関、自主規制機関、それらの政府や機関の外局もしくは代行機関、または公職選挙活動に従事することを含みます。

この規定は、本議案が株主によって可決された日において存在する契約上の義務またはそのときに存在するもしくは株主に承認される報酬制度や給付制度の条項に違反しないように実施されるものとします。また、2016 年度年次株主総会日以降に株主が承認するエクイティ・プランまたはプランへの変更にのみ適用されるものとします。

補足説明

当社は、上級執行役員が官職に従事するために当社を自主退職した場合に、エクイティベース報奨を付与しています。例えば、当社の元執行役員ジャック・リューは、2009 年に当社を退職した際に、50 万ドル相当の価値を有する制限株式を受け取りました(Susanne Craig 著 『Windfalls for Wall Street Executives Taking Jobs in Government』ニューヨーク・タイムズ、2013年3月21日)。

ほとんどの会社において、エクイティベース報奨は、執行役員が相応の期間に労働したことの対価として、一定期間にわたって付与されます。もし執行役員が、付与基準を満たす前に自主退職した場合、権利未確定の報奨は、通常、喪失します。官職に従事することは立派なことですが、我々は、官職に従事するために自主退職した役員達に対して、エクイティベース報奨の付与を継続し、または繰り上げるという当社の慣行に対し、疑問を抱いているのです。

エクイティベース報奨を一定期間にわたって付与することは、会社が優秀な社員を引き付け、引き留めるための強力なツールです。しかし、当社の報奨契約は、この目標に反して、官職に従事するために自主退職した執行役員に対し制限株式を継続して与える、「転職のための自主退職」条項を含んでいます。言い換えると、当社は官職に従事するための「ゴールデンパラシュート」を提供しているのです。

我々は、報酬制度は上級執行役員の利益を当社の長期的な利益と連動させるものであるべきだと考えています。我々は、執行役員に対し、その業績と関係なく棚ぼた的な利益を与えるような報酬制度には異を唱えます。以上の理由から、我々は、官職ゴールデンパラシュートの付与から会社がいかにして利益を得るのか、疑問を抱いています。おそらく、当社は、元執行役員から有利な扱いを受けることは想定していないはずです。

これらの理由から、我々は本議案に賛成票を投じられることを強く勧めます。

経営陣の意見

要約

当社の繰延報酬プログラムは、他の多くの会社もそうですが、報奨の正規の失効基準を変更する規定を含み、さまざまな状況(例えば、死亡、障害、不当解雇、一定の退職年齢への到達や役務提供の達成を理由とする雇用終了)において付与することを規定しています。転職条項は、繰延報酬プログラ

ムの適用資格があるすべての従業員(上級執行役員だけでなく)が利用できるものであり、そういった例外の一つです。転職条項に基づき、退職給付受給資格のない従業員が、官職や慈善団体において、または教育機関において教師として、フルタイムで働くために退職しても、報奨の付与が継続して行われます。(退職給付受給資格のある従業員は、転職条項に関係なく、かかる雇用主のために勤務しながら、報奨の付与が継続します。)当社は、転職条項は、当社のプログラムにおける付与条件に対する他の例外と同様、優秀な従業員を引き付け、最小限のコストで当社の長期経営目的と株主利益の両方を促進させる1つの目標であると考えます。

検討すべき重要事項

- 優秀な従業員を引き付け、引き留めることを目的としたインセンティブ・プログラムの特性を損なう規定の採択は、当社の長期経営目的にとって有害なものとなります。転職条項は、金融サービス業界において優秀な人材に対する競争力を維持するためには必要なものであり、競合他社のプログラムにおいても1つの要素となっています。転職条項は、執行役員だけの特典等ではなく、世界中に約8,500名いる従業員を対象とする当社の広範なインセンティブ・プログラムにおける一つの構成要素となっているのです。
- 転職条項は、適格範囲の広さにかかわらず、当社とその株主にとって最小限のコストで機能します。2015 年 12 月 31 日現在、官職だけでなく慈善団体および教育機関を含め、転職条項により予定どおり報奨の付与が継続している従業員は、世界中でたった 11 名です。
- 従業員はすでに行った勤務に対して報奨を受けるため、この規定は従業員にとって「棚ぼた」にはなりません。さらに、当社の繰延インセンティブ報奨は、権利確定期間における業務ベースの業績状況と、不正行為その他の一定のマイナスな事情の場合に重要な意味を持つクローバック規定に従うことを条件としています。したがって、転職や他の理由により予定どおり付与された報奨であっても、これを受け取るためには、重要な条件に従うことには変わりません。これらのクローバック規定および業務ベースの業績連動権利確定条件は、権利確定期間中の雇用終了後において株主と従業員の利益を連動させるものです。
- 転職条項は、当社退社後の転職先を民間部門と公共部門との間の均等をある程度促進することによって、従業員の強い関係性を維持することに役立ちます。退職給付の受給資格がない従業員が、民間部門で働くために退職する場合は、権利未確定の報奨を、通常、民間部門の新たな雇用主に「買い取って」もらうことになるため、シティを退職する決断の結果として経済上不利な報いを受けることはほとんどありません。逆に、退職給付の受給資格がない従業員は、権利未確定の報奨を、公共部門、教育部門や非営利部門の新たな雇用主に「買い取って」もらえるとは考えにくく、そのため、もしかかる部門に転職した場合は、たいてい繰延報奨を失うことになります。それに対し、当社のインセンティブ・プログラムの下で退職給付の受給資格のある従業員は、公共部門、教育部門や非営利部門で働くために当社を退職しても、報奨の付与が継続します。それゆえ転職条項は、退職給付の受給資格のない従業員に対して、公共部門、教育部門や非営利部門で雇用されている間においても、エクイティベース報奨の付与の継続を認めることにより、かかる部門において雇用を求める従業員に対する公平な取扱いを促進することになります。

転職条項は、当社が優秀な人材を引き付け、引き留めることを可能とすることによって、株主の利益を 増進するものです。この議案が採択された場合、当社は競争上不利となり、それによって当社に損害が もたらされることもあり得ます。したがって、取締役会は第 10 号議案に反対票を投じられることを推 奨します。